

---

令和元年 第2回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和元年6月17日 (月曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和元年6月17日 午前9時04分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 大多和安一 議員
  3. 大庭 澄人 議員
  4. 中田 元 議員
  5. 河村由美子 議員
  6. 藤升 正夫 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 大多和安一 議員
  3. 大庭 澄人 議員
  4. 中田 元 議員
  5. 河村由美子 議員
  6. 藤升 正夫 議員

---

出席議員 (12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 松蔭 茂君  | 2 番 三浦 浩明君 |
| 3 番 桜下 善博君 | 4 番 桑原 三平君 |
| 5 番 中田 元君  | 6 番 大多和安一君 |
| 7 番 河村 隆行君 | 8 番 大庭 澄人君 |
| 9 番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

---

午前 9 時 04 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

**日程第 1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1 番目の通告者、3 番、桜下議員の発言を許します。3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 3 番、桜下でございます。改めましておはようございます。一般質問に先立ちまして、一言だけ述べさせていただきます。

去る 5 月 12 日に発生をしました下七日市大規模建物火災で被災をされました皆様に、心からのお見舞いと、そして一日も早い復旧を心よりお祈りいたしております。

以上でございます。

それでは、質問に移ります。

私は、議員としまして、町民の代表としまして、また町民から選ばれた議員の一人としまして、町民の声を議会に反映する、町民の疑問を議会で質問するという、そういう使命を感じております、当然であります。そういう意味によりまして、このたびは今、町民の皆様が一番関心があること、また一番今、町長に対して、町長の姿勢に対して疑問に思っていること、不満に思っていること、また不信に思っていることを町民にかわりまして質問をさせていただきます。

町長、我々、今から質問することにつきましては、議員は全員協議会あるいは本議会を通じまして、いろいろ説明を受けておりますが、町民の皆さんは全く深く理解をされておられません。むしろ、この問題につきましては、3月8日に新聞各紙で大きく報道されまして、町が支援をしないから六日市学園は閉校するんだと、また、それによる影響で六日市病院そのものの存続も危ぶまれているということを、新聞報道で報道されまして、そのことにつきまして町民の皆さんがいかにか不安に思っているか、私たちの命は守ってくれるのだろうかということを本当に思っておられまして、そういう情報が町内に錯綜しております。それにつきまして、私たち議員はいろんな報告を受けます、説明を受けておりますが、町民の皆様には本当に先日発行されました号外以外にはわかりませんので、きょうは町民目線で町長にお聞きしますので、繰り返しの答弁になるかもわかりませんが、町民の皆様にはわかりやすく説明をお願いいたします。

質問は通告をしておりますが、六日市医療技術専門学校、つまり六日市学園であります、その存続に向けての町の対応と、また六日市学園の存続と六日市病院への影響はということで質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、現在の状況を述べさせていただきます。町民の皆さんにも、また執行部の皆さんにも、現在どういう状況になっているかということをもまずは述べさせていただきます。

大変残念であります、六日市学園は来年度から学生の募集は中止、そして、それに伴いまして、4年後に六日市学園は閉校ということが既に決定をしております。それと、その影響によりまして、六日市病院の常勤医が8名おられましたが、2名の先生が3月いっぱいでの退職が決定をしております。事実、1名の先生は、月に1回程度、現在も来ておられますが、それもいつまでかわかりません。事実上、2名の常勤医の先生が辞職をされております。それが大変残念であります、今、決定をしております。つまり、六日市学園の閉校も本当に大変な問題であります、六日市病院が現在、常勤医の先生が2名おられないということが非常に大きな問題であります。

あの町長が先日発行されました号外を読んでおられますと、医師も確保しますとか、いろいろ説明はありますが、あの文章を見ますと、町民の皆さんは、あっ、町も頑張ってくれるんだと、ああ、これは安心だというふうに思われるかもわかりませんが、実は現在の状況は全くそういうことはございません。本当に六日市病院の今、運営はぎりぎりのところで厳しい状況に追い込まれている、そのことを私はあえてこの一般質問で取り上げることにしました。決して町民の皆さんの不安をあおるためではありません。現実を町民の皆さんにもはっきり知っていただきたいということ踏まえまして、このたびこの質問をすることにしました。

今、常勤医が2名不足しておりますが、1名につきましては、町長が言われるとおりに、既に

補充がされておりまして勤務されておられますが、実はその先生は、島大からの派遣であります  
が、3カ月交代でかわられております。しかも、来年の4月までしか決定をしておりません。つ  
まり、その先は全く白紙であります。来年の5月からは、常勤医が2人減って6名体制になるか  
もわからないという状況が現在あります。しかも、6名のうちの先生のうち、お一人は歯科医、  
お一人は泌尿科の先生であります。そういう来年の5月からは常勤医が2人もいなくなるかもわ  
からないというのが今の現実であります。

そういう現実を思いますと、果たして今の24時間体制、そして救急病院に指定されておしま  
して、24時間体制とか、また災害時の拠点病院とか、今、入院患者もたくさんおられます。ま  
た、六日市苑に入所されております方もたくさんおられますが、このままの状態が続けば、来年  
の5月以降に六日市病院が果たして今の機能を十分に発揮できるかという、本当に不透明な状況  
であります。それが現在の状況であります。その状況を町民の皆さんにはしっかり理解をしてい  
ただいて、今から質問しますが、町長には、本当に町民にわかりやすく、安心できるような答弁  
をお願いいたします。

そして、現在の状況をもう一つ言いますが、今、六日市病院、看護師さんは80名おられます  
が、そのうちの57名、つまり71%は六日市学園の卒業生、六日市学園の現在の生徒でありま  
す。そして准看護師さんは59名働いておられますが、38名、つまり65%は六日市学園の卒  
業生なり学生さんであります。つまり、現在の六日市病院は、約7割以上の看護師さん、准看護  
師さんが六日市学園の卒業生であり、現在の学生さんであります。つまり、この学園がなくなり  
ますと、4年後先から10人おられる看護師さん、准看護師さんが3人になるという状況になり  
ます。つまり、六日市学園の影響によって現在の六日市病院の看護師、准看護師が形成されてお  
ります、占められております。いかに六日市学園が六日市病院の存続の上でなくてはならないか  
ということを、まず町民の皆さんに理解していただきたいと思えます。

その六日市学園が4年後からは閉校というのが既に決まっております。残念ながら決まってお  
ります。ということは、看護師、准看護師の、言葉は悪いんですが、補給といひましようか、こ  
れは六日市学園の先生が言われたんですが、補給ということが全くできなくなるというのは、も  
う既に決定をしております。そういう厳しい状況であります。

町長にまずお聞きしますが、このようなこの号外では、本当に町民の皆さんが安心するよう  
なことがいろいろ書いてございますが、今、述べましたように、本当に学園の閉校、来年度からの  
募集停止、そして六日市病院の常勤医の先生がお二人も辞職・退職をせざるを得ないという、こ  
の現実について、町長はなぜこういうふうなことになったのか、その原因について、まず町長の  
認識をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。通告の内容の前段の御質問で、ないようでございますけど、原因と言われますと、これは、まずもっては第一当事者であります、学園で言いますと六日市学園、それから病院で言いますと石州会、いずれの法人の経営のこともあるんであろうと思います。

それから、一方では、今、これまでもそうでございますが、六日市病院さん、あるいは学園さん、そこへ行政が深く携わって連携をして行って来たということでございますので、これまでの、昨年の11月の要望書の中でもるる経過等も書いてあります。財政の状況も書いてございますが、私はそれがその原因であったのであろうというふうに考えておるところでございます。

それから、これからのことにつきましては、後ほど質問等もあろうかと思いますが、真摯に受けとめて、我々行政として、できるだけ汗をかかせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長の今、認識をお聞きしましたが、私はこの質問をするに当たり、六日市学園の関係者の皆さん、六日市病院の関係者の皆さんといろいろ話を聞かさせていただきました。また、ヒアリングをさせていただきましたが、この問題の発端は、町長が先日、2月22日に号外が発行されましたが、この中で一番肝心なことが全く触れられておりません。今から述べますが、このたびの現在の状況になった一つの原因でありますと言っても過言ではありません。

それは、あと議会軽視とか、いろいろ質問させていただきますが、そこにもつながっておりますが、実はこの経緯で言いますと、昨年の11月の26日に、六日市学園、六日市病院より、六日市学園の存続に関する要望書が提出されました。そして、その次が肝心なんです、この要望書を受けまして、町長も庁議をされましていろいろ検討をされたと思うんですが、2月の22日に担当課長が学園のほうに行かれまして、正式ではないとは言いながら、文書もなく口頭で対応をされております。いわゆる町の姿勢を、対応を述べられております。そのことが私は今回の原因だと思います。

それは、私も議員でありますので、現在の町の財政状況とか、または国・県からも支援に対する制度がない。だから、支援はできないと。それは、私も議員の一人としまして説明を受けておりまして、それはよく理解できます。

私は、その中身よりも、なぜこういう対応になったのか、重富医療グループは、重富理事長の言葉をかりますと、医者になって40年のうちの38年間は、この旧六日市町、吉賀町の医療を守るためと、または雇用の確保とか、本当にいろんなことでこの地域に貢献をされてきました。それは誰もが認めるところであります。当然、町からも財政的に支援をしておりますが、それも加えまして、重富医療グループは、本当に貢献をされております。町民の命を守るために貢献され

ております。

そのことを思うのであれば、もう少し適正な対応はできなかつたのでしょうか。なぜ町長が、これだけ重要な問題でありながら、町長がみずから理事長に、または学園に行かれまして、現在の財政状況とか制度の問題とか、なぜ理解を求めるような対応はできなかつたのか。そして、その後も、町長、何回理事長に会われましたか。そして、名古屋の本部のほうにも何回行かれたか。

私がこの資料、号外を見ますと、町長は3月6日の卒業式ですか、そのときと、あと入学式もちろんありますが、3月27日の正式な町の対応について、その3回ぐらいではないかと私は思っております。町長は面談を申し込んだけども、忙しいということで断られたということをご述べられておりましたが、私は、これだけ重要な問題をもっともっと町長が町民のことを思うのであれば、みずから足を運ばれて、何度も何度も理事長に会われて、現在の町の状況なり、制度のことを、内容を説明されて、町はこういう対応だということをもっと真摯に説明されるべきじゃなかつたのでしょうか。担当課長が悪いとか言うんじゃないと思います。もっと私は町長の姿勢だと思います。そのことが原因でこのたび、こういう重要な学園の閉校、生徒募集停止、それで常勤医の2名の退職、そういう事態になっております。

重富理事長は、理事会の中でこういうふうにおっしゃっておられます。国・県等の制度がなかつたことが六日市学園の閉校の要因であり、吉賀町役場がゼロ回答をしたことは要因でありませんと。つまり、吉賀町の対応について一定の理解というのを示されております。それは本音でしょうか。私は、病院の関係者の方から話を聞きましたが、もう2月22日の町の対応を聞いて、間髪入れずに、本当に一両日待たずに学園の閉校、募集停止、勤続の先生のお二人の退職というのを決められたそうであります。いかに町の中身よりも、町の誠意のない対応について、理事長が憤慨された、または本当に失望されたということが原因であります。

町長、いろいろ今現在の状況とか、あるいはこの2月22日のこと、この肝心なことが号外には抜かしております。このことがこのたびのこの一連の大きい問題の発端であります。これは、私の思いでなくて、思いも入っておりますが、町民の皆さんにも聞きました。それから、学園の関係者にも聞きました。病院の関係者にも聞きました。私が聞いた人は全て、町の対応、その中身よりも、余りにも軽々な、大変失礼かもしれませんが、軽々な誠意のない、また今までの重富グループが吉賀町に貢献されたことを、余りにも感じられておらない軽々な対応について、それが原因じゃないかということをご皆さん言っておられます。町長、今までの申しましたが、町長の答弁があればよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁があればと言いますよりも、質問の内容でございますので、それは

当然、答弁をさせていただきたいと思います。

今、3番議員がおっしゃられたそのことが本当に原因であるならば、それは私は深く反省をしなければならないというふうに考えております。

なかなか公式の会議等も今までしていない。六日市病院さん、学園さんとも事務的な協議であったり、そうした中でございますので、そうした中で我々のほうへ、いわゆる公式のコメントとして伝わってきていない、今、議員さん言われるような内容がということもございますので、それは今この場でそれが原因であったとかということが私の口からは言及すべきではないかと思えます。

ただ、3番議員さんのお考えでは、それが全て発端であった、原因であったということでございますので、その意見は真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。

通告の内容で申し上げますと、まず1点目のところだと思います。2月中旬、理事長に回答した内容について、号外に示されていないけど、それはどういったことかということでございます。

これは、今、議員がおっしゃられたように、2月の22日に担当課長、それから担当者が学園のほうへ出向きまして、副学長先生と面会をさせていただきました。これは、その後の2月27日だったと思いますけど、全員協議会でこの学園なり病院の状況の説明をさせていただく場面、機会があったかと思えます。我々といたしましては、その段階で現在の進捗状況、いわゆる検討会を庁内に設けておりましたから、その検討の内容であったりを議会のほうへお伝えをしなければならぬ。そのときに、庁内の検討会の内容を議会のこの場でお話をさせていただくということであれば、現時点における役場の中の検討の内容を、まず要望のあった学園様のほうへお伝えをして、その御了解なり、お許しをいただかないと、この議会の全員協議会でなかなか公式なコメントができないという思いがあって、そのときの現状の中の事務的な一番新しい情報を、先方様、学園の副学長のほうへ、副校長のほうへお伝えをさせていただいたということでございます。

ですから、決して議会軽視ということも当然みじんもございませんし、むしろ議会を尊重し、それから要望のあった先方様にそこらあたりをしっかりと丁寧に示させていただきたいという思いの中で、2月の22日に、まずは事務的なところの進捗状況をお伝えをさせていただいて、議会でこういった内容を全員協議会で御報告なりをさせていただきますよということを御了解いただきたいという思いで、先方のほうへ出向いたということでございます。

もちろん、議会のほうで常任委員会で検討中ございましたから、最終的には3月になってからでございますけど、議会のほうでいずれかの結論を出されるので、その結論をまって、我々としては学園、そして六日市病院のほうへ正式な文書をもって回答をさせていただきたいということも申し添えたところでございます。

それから、2点目は、理事長様の町に対する発言、これは私が理事長と数回お会いをした中で、理事長のほうから御発言等もあって、今回の町の、いわゆる判断は妥当な判断であったということをコメントをいただいております。このことは、号外の広報の中でも活字にさせていただいて、お伝えをさせていただいたということでございます。

そもそも今回、学園の存続ということで要望いただきまして、その中には当然、議員も御承知のとおりでございますが、今ある国あるいは島根県の制度を活用して、その上乘せとして、町のほうとしてどうにか財政支援をしていただけないだろうか、こういった要望書でございました。我々といたしましても、平成5年に開校した歴史のある、島根県の中でも一番早く開校した専門学校でございますから、ぜひ継続を、存続をさせていただきたいという思いの中で、県を通じて、国の制度なりも十分精査をさせていただいて、調査をさせていただきました。

結果といたしましては、残念ながら、そうした制度がないということで、今回、要望のありました国制度の上乗せとしての吉賀町の財政支援、この内容には添えがたいと、お答えすることができませんということ、要望のあったことに対して事実を回答させていただいたということでございます。

ただ、理事長のほうからもお話のあったのは、いろいろ資料の提供もさせていただきました。本当に地方の公立病院がそうでございますが、民間の病院も含めて、非常に病院経営が厳しいんだと、そういう中で仮に単独での財政支援ということになると、学園、病院もそうでございますが、結果的にその吉賀町自体が破綻をしてしまうというようなお話もお聞きする中で、今回の町の判断については妥当なものであるというふうなコメントもいただいたわけでございます。

我々のほうへ協議の場でお伝えをいただいたのは、その言葉だけでございますので、理事長様のその胸のうちであったり、心のうちがどうであったかというのは、ひょっとしたら今、議員さんがおっしゃられたような気持ちもあったのかと思いますが、我々としては、その理事長のお言葉を受けとめさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長の答弁をお聞きしましたが、全員協議会、本会議等で説明を受けた、まさしくそのとおりであります。私は冒頭にも言いましたように、このたびのこういう事態に陥ったのは、いろんな方の意見をお聞きしました。もちろん、学園の皆様、関係者、六日市病院の関係者の皆様、そして町民の皆様からも、いろんな意見を聞きましたが、やはり理事長が吉賀町の対応は一定の理解はできるんだと、やむを得ないと、それはそのとおりであります。やはり幾らそう言われましても、皆さんの話を総合しますと、配慮、誠意のない吉賀町の対応について、やはり理事長が失望され、またはもう吉賀町には期待できないんだという思いがかなり込められていて、このたびの決断に至ったということは、これはもう間違いありません。



私、自分の思いを100%で言っというわけでありません。いろいろな方の、関係者の声を聞きまして、総合的に判断しまして、あえてこの一般質問の席で言わせていただきますが、本当に理事長が言われたことは、吉賀町に配慮をされたことだと思いますが、町の余りにも誠意のない対応について、私は理事長が決断をされたと思っております。

いや、一方的に申して大変申しわけありませんが、次に、ちょっと町長、先ほど触れましたが、議会軽視のことについて、今からゆっくり質問するつもりでございましたが、これも重要なことなので、質問させていただきますが。

町長は全員協議会とか本会議で、議会の判断をまつとか、議会の様子を見てからとか、再三言われております。私も議事録を確認しましたが、町長は何回も述べられております。

と言いながら、この要望書は、総務委員会に付託されまして、総務委員会では、3回の委員会を開催しまして、そして3月の委員会の中で全員賛成で採択をしております。4つの意見をつけておりますが、主に医療従事者の確保であり、また財政に関しては、町の財政を十分に考慮した上で支援をお願いしますということを採用をしまして、本会議に報告しまして、本会議でも賛成多数、しっかり六日市病院、六日市学園に対しても支援をしてほしいということを採用をしております。にもかかわらず、それは3月の20日に本会議で採択をしておりますが、既に議会の判断を見るとか、議会の判断を見てからとか、そういうことを町長は言われておりますが、2月の22日に既に全く議会の判断を見ることもなく、既に町長はゼロ回答でないと言われておりますが、ゼロ回答に近い回答を学園のほうにしております。

それでは、だから委員会を開くにも、採択をするまでに、もう既に町の回答を聞いた上で委員会あるいは本会議を開いたわけです。採択をしたわけです。議会の役割は何でしょうか。町長が議会のことを言うのであれば、もう少し議会の判断あるいは議会の採択を受けて、それを吟味をし、そして議論、熟慮をしながら対応をするべきじゃなかったでしょうか。私は、これは議会軽視も甚だしいと思っております。

だから、町民の皆さんは、この新聞報道を見まして、議会は何やっというんだと、議員のあんたらは何やっというんだと、町は支援をしないと申すけれど、議会は何しというんだということ、随分厳しいことを聞きました。私も3月議会の議会報告会をしましたが、そのときにたくさんの方に来ていただきましたが、3時間のうちの2時間30分ぐらいが、議会は何しというんだと、議員は何を、どういうことをしというのかということ厳しく指摘されました。議会は議会ですら十分な採択をし、議長のほうに報告をしております。

そういう思い、私はこのたびのこの対応につきまして、議会軽視甚だしいと言わざるを得ません。これは町長がさきに議会軽視ではないということ述べられましたので、もうそれについて、残りの時間もありますので指摘をしますが、本当に議会と町長と二元代表であります。議会の

判断あるいは採択というのをしっかり吟味をした上で、熟慮した上で、今後も議会軽視にならないようによろしくお願いします。町長は反論があると思いますが、先ほど既に聞きましたので、大変ちょっと済みません、時間の関係で指摘だけさせていただきます。

この現状を幾ら言いましても、また原因を幾ら追求しましても、これはもう今、決定しておることですので、それにつきましては、また同僚議員もこの後、続々とこの件に関しまして質問があるようでございますので、私は一つだけ指摘をさせていただきますが、号外のおくれであります。新聞報道が3月8日に報道されまして、議会のほうでも4日の全員協議会の最後のときに、同僚議員より正確な情報を町民に流してほしいと、そして号外ということで流してほしいという同僚議員からの提案がありましたが、実にこの3月8日に町民に不安を与えるような新聞報道がされまして、町長は号外という形で町民の皆さんに正確な情報を流したのは、私どもの家に来たのは5月の20日過ぎであります。つまり2カ月半もたつて、町民の不安をあおりながら、正確な情報が町民の皆さんに届いたのが5月の20日過ぎであります。つまり、2カ月半もこんな重要なことを、町民の皆さんには正確な情報が流れなかった。私は、これは危機感の薄れということを指摘させていただきます。

それで、また話は、質問は別に移りますが、同僚議員から津和野町の例を取り上げまして、今の津和野共存病院の例を出しまして、津和野町の資料を出してほしいという同僚議員からの提案がありましたが、そのことは全く報告がありませんので、私のほうで調べさせていただきましたが。

実は津和野共存病院は、JA厚生連というところが運営をされておりましたが、いろんな事情で破綻をしました。そこで、津和野町が厚生連から津和野共存病院を含めた施設につきまして、約13億円で公費で買い取っております。買い取るということは、ちょっと言葉は悪いんですが、要するに、病院を公費で買い取っております。そして、現在は病院、日原診療所、老人保健施設せせらぎ、そして訪問看護ステーション、この4つの施設を指定管理者制度で運営されております。

これを細かく言いますと、病院、全て指定管理者制度でありますので、いわゆる公費であります。公金を交付して、それで運営をされております。それだけではありませんが、指定管理者制度に基づいて現在運営されておりますが、津和野共存病院は、年間の指定料、今年度であります。約6億4,000万円、そして診療所は5,300万円、そして老人保健施設せせらぎは2億8,000万円、つまり病院と診療所とせせらぎを約年間9億8,000万円という公費で指定管理者制度が運用されております。

吉賀町が今年度、町長の報告ですと、単年度ですが、特別交付税などを用いて1億4,000万円交付されておりました、また施設改修に伴いまして、3年間で毎年5,000万円、既に1年

過ぎましたが、それだけ交付されておりますが、この制度の違いはありますが、津和野町は9億8,000万円という公金と言いましたが、指定管理者制度で運営されております。私は、これは実に参考にすべきだと思います。厚生連から津和野町が買い取った、買い取ったちゅうか、運営を任されたときも約13億円を投入されております。

それに比べますと、今、私は本当にまだまだ吉賀町が学園とは言いませんが、病院に支援する余地は十分考えられると思います。このことは町民の皆さんにも、津和野町はこれだけ公費を使っているんだということは知ってもらいたいと思います。

そして、一番大事なことは、町長、役場は課の中にこういう課があります。医療対策課というのを設けられております。医療対策課、要するに、この津和野町の医療に関する、医師確保とか看護師確保とか、そういう部署を設けられております。要するに、吉賀町も吉賀高校の問題でいろいろ同僚議員からも質問がありましたが、専門部署、ようやく吉賀高校支援室というのを立ち上げられましたが、津和野町は医師確保とか、あるいは看護師対策、あるいはいろんなこと、医療に関する中で課の中に医療対策室という課を設けておられまして、専門の職員さんがおります。そしてまた、その中には医療専門監という、本当に専門監を配置されております。いわゆる医師確保とか、看護師確保とか、職員が何人かおられますが、その中でも専門監という方を配置されております。これは町長、私はやっぱり見習うとは言いませんが、こういう現在の危機的な状況、また将来不透明なことを考えますと、この庁舎の中に医療対策室あるいは専門監というのを配置すべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間の関係もありますので、かいつまんで回答をさせていただきますが。

まず、5月の下旬の号外の発行のことで御叱正をいただきました。確かにこの前の議会の中で、特に4月の4日の全員協議会の中でそのような情報発信をというお話もございまして、我々といたしましても準備をさせていただいておりました。

ただ、病院の問題につきましては、行政というよりは、まず運営は石州会でございますので、一義的にはそちらのほうで情報発信をしていただいたらということで投げかけをさせていただいて、今、病院さんのほうでは、ケーブルテレビ等を通じて、医療体制がどうなるか、それから医師の、いわゆるシフトがどうなるかということ、今、情報発信いただくような検討もしているようでございます。

そうしたこともありましたので、我々のほうとしては、情報発信の準備をさせていただきながら、当然、町民の皆さんの不安を払拭するというのは当然のことでございますが、なるべくこれまでの経過を整理させていただいた上で、これから、今からそれじゃどうしていくのかということも含めて、情報発信させていただきたいということで、結果的には5月の下旬になったという

ことで、確かに時期が幾らかおくれたということは、これは紛れもない事実でございますので、その点につきましては、おわびを申し上げたいと思います。

それから、2つ目のところで、いわゆる医療関係に特化したセクションの配置ということもございました。御案内のありましたように、津和野町さんは、ああして数年前に大きな、今のような吉賀町のような問題の中で、医療対策課というセクションを設けて、そこへ職員も配置する。今では地域包括支援センターもそのエリアといいますか、守備範囲に入っているようでございますし、特にほかの団体に経験をされた、いわゆる医師確保に精通された専門監も、正規職員ではないかと思いますが、配置をしておられるということでございます。

それぞれの自治体で特有の問題を抱えて、課題を抱えて行政執行する中においては、御紹介があったように、吉賀町の場合は高校支援ということで、内室で今、支援室を設けておりますが、こうしたことも、特に今回、病院、こういった状況になっておりますので、医療あるいはその医療政策に特化したセクションをとということにつきましては、これは当然、検討させていただかなければならないということでございます。

具体的に、それじゃどうした形でいつからということにつきましては、これから号外のほうでも御紹介させていただきましたが、六日市病院と幾らかの将来的な展望について検討する機関を設ける準備をしておりますので、その状況を見ながら、次の、今、御指摘のあったようなセクションの配置については、設置については検討をさせていただきたいと思います。

それから、今回の定例会では、この病院、学園に関することがほかの議員のほうからも通告がございます。これまでお話をさせていただいたように、まずは医師確保をさせていただきたいということで、行政と病院とでいろいろなところへ、大学を含め、そして県の病院等も含めて、至るところへ今、あらゆるところへ今、要望活動をさせていただいて、差し当たっては、とにかく現状維持できるわけでございますが、これはやはり御紹介がありましたように、今、六日市病院で勤務していらっしゃる常勤の医師の先生方が、こういった状況が続きますと疲弊をするわけでございますから、心身ともに。それではいけないということで、将来的な病院のあり方について、ぜひとも検討させていただきたい、それを双方でやっというということで、そこをできたら島根県のほうにも参画をしていただきたいという私の思いもありまして、実は先週の金曜日、急遽、知事とアポイントメントがとれましたので、金曜日の夕刻4時でございましたが、知事のほう、県議会の本当にさなかでございましたが、時間を割いていただいて、私と面会のチャンスを得させていただきました。

そのときに、私のほうから丸山知事のほうに要請をさせていただきましたのは、今後の六日市病院のあり方につきまして、行政、それから病院で協議を進めていきたいんだと、その協議の場にぜひとも島根県庁の関係部署の職員に参画をしていただきたい。できれば、途中でなくて、最

初からこの協議に、テーブルに入っていたきたいということを丸山知事のほうへ要請をさせていただきました。その席で、当然、関係部署の職員も同席をしておりましたが、知事のほうからは、県としても重要な課題、問題であるというふうに認識をしておりますというコメントの後に、県の職員の参画につきましては同意をいたしますと。それから、当面、これはやはり医療関係でございますから、県の部署で言いますと健康福祉部の部局になります。ただ、いろいろな財政的なことがあったり、もろもろの案件が係ってきますから、オブザーバー的な立場で地域振興部にも加わるようなことを考えていきたいというようなコメントをいただきました。

ですから、丸山知事といたしましても、事の重大さを重々御承知をいただいたという上で、これから協議の場が持てれば、そこへ県の職員も同席をさせていただく、派遣をさせていただくというようなことをいただきました。また、今のようなことを、きょうからあります議会の一般質問のやりとりの中で公表させていただいてもいいでしょうかということをお尋ねをしましたら、どうぞということでございましたので、きょうこの場でそのことをお伝えをさせていただきたいと思えます。

それから、財政支援のことがございました。少し御紹介もございましたけど、これまで六日市病院のほうに対しましては、1次から現在第4次、それから緊急対策とあります。一方、学園のほうで言いますと、まず一番大きいのは、約1万2,000平方メートルにわたる土地を無償貸し付けをさせていただいており、当然これは議会の議決をいただいていますけど、そのような対策を今させていただいておるということで、金銭的なことで言いますと、やはり六日市病院のほうでございますけど、今、1次から4次まで緊急対策ということで、単年度で5,000万円の3カ年で1億5,000万円、そうしたこれまでの実績、それから今やっております計画、合計で申し上げますと、約19億8,500万円ぐらいの財政支援をさせていただいているということでございます。

お隣、津和野町さんの金額の御紹介もございましたが、これはやはり病院の規模も違ったり、それから、それぞれ自治体の財政規模が違いますので、一概に比較はできないかと思えますが、当然これから行おうとしております行政と病院、それから、そこへ県の関係部局が入って行きますこの協議の中でも、そうしたことは当然、話題に、協議のテーブルにのると思えますので、いろいろなデータ等集積をさせていただき、情報を共有して、これからの病院のあり方について検討させていただきたいという思いでございます。少し長くなりまして、申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 最後の質問になるかと思いますが、町長にお聞きします。

町長は、先日の本会議の中で、現在、柿木村のアンテナショップの件が今、議題になっておりますが、町長は一旦閉鎖したアンテナショップを公費を、家賃を町が負担して、そして再開する

んだということを現在、本会議で上程されております。そして、その理由は、生産者の要望もあり、また廿日市の皆さんの1,800人の嘆願書もあり、また最近では、岩国市から十数名の嘆願書が出ました。町長は、その最大の大きな原因の一つに、民意の反映ということを使われました。じゃ、この六日市学園の存続の民意は何でしょうか。民意というのは、町民の思い、町民の意思というふうなことを私、調べ、町民は六日市学園の存続については、100%とは言いませんが、ほとんどの皆さんは存続を要望しております。これが民意じゃないでしょうか、本当の。アンテナショップの民意というのは、大変申しわけないんですけど、町外の廿日市の皆さん、岩国市の皆さん、もちろん生産者の方もありますが、嘆願書は皆、町外じゃないですか。六日市学園の存続については、町民は、町長、町を歩いてください。100人おられましたら、100人とも言われます、ぜひ学園を存続してほしいと。これが民意じゃないでしょうか。町長がアンテナショップの再開を民意の反映と言うのであれば、それでは六日市学園の存続あるいは六日市病院の安定的な運営というのが、これは本当、町民の願いであり、町民の意思であります。これこそ吉賀町民6,000人の民意じゃないでしょうか。町長は民意の反映、アンテナショップの件で民意の反映と言うのであれば、これこそ吉賀町民6,000人の民意が六日市学園の存続であり、六日市病院の安定的な運営、これが吉賀町民6,000人の民意であります。町長、出張も多いようですが、本当に今議会が終わってからでもいいですから、しっかり町を歩いて町民の声を聞いてください。ほとんどの方が六日市学園の存続を望まれております。これは質問しておりませんので、私の思いですが。

それと、最後に、これは、本当に私は提案をしますが、この六日市学園につきましては、無理かもわかりませんが、町立の医療技術学校にするのか、あるいは津和野と同じような指定管理者制度にして運営するのか、あるいは私は一番いいのは、公費として支援できる六日市病院の附属の医療技術専門学校、これにすれば支援がしやすくなります。私は、町立にするのか、指定管理者制度にするのか、あるいは六日市病院の附属の医療技術専門学校にするのか、こういうふうな選択肢があると思いますが、今ここで唐突に質問しまして、町長も答えようがないと思いますが、一般質問の中での議員の一提案として、このことは来週、ケーブルテレビで流れますが、今、3つ提案をさせていただきますが、やはり検討に値することと思います。町民の皆さんは、きょうの町長の答弁は、これから同僚議員も質問されますが、この六日市学園、六日市病院に関しまして、町長の命を守る政策、町長に期待をするということを本当に固唾をのんで、来週、ケーブルテレビで流されますが、私は町民は見守っていると思います。町長、今、3つ提案しましたが、この場でどうこうはないと思いますが、町の皆さんの命を守ることににつきまして、町長にやはり先日の全員協議会でも同僚議員が英断をすべきだということを言われまして、町長も、議事録を見ますと、英断をするときであるというふうな、町長も英断ということを使われております。

やはりここは町長、まだ任期が2年もありますが、町長の本当に町民を守る政策としまして英断をすべき時期が来ていると思います。町民もそれを期待していると思います。ぜひ今るる申しましたが、町長の町民の命を守る、6,000人の命を守るということにつきまして、町長の改めてのお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3点ということでしたが、私の思いのところをまとめてお話をさせていただきたいと思います。

アンテナショップの案件もございました。これ六日市病院とどうこう比較するというのは、これはできませんので、別な案件ということですが。

アンテナショップのあの問題のときにも、いろいろお話をさせていただきましたように、生産者の方であったり、それから町内外の、県外も含めて、消費者の方であったり、そうした思いを私はやっぱりしっかり受けとめて、今回、提案をさせていただいておるということですが。

その話の中で、六日市病院のことがございました。当然これは本当に町内で今、事実起こっておりますし、町外の方も六日市病院に入院していらっしゃいますけど、入所していらっしゃいますけど、ほとんどの方は町内の方であって、働いていらっしゃる方もほとんどの方が町内の方であったりということで、まさにこの吉賀町で今、起こっている一番大きな問題であることには間違いございません。

その民意をぜひともということ、これは当然のことですが、これは号外のほうにも書かせていただきましたし、それから、これまでの議会の中でも答弁もさせていただいておりますが、やはり住民の皆様の命を守り、それから安心・安全な生活を提供していく、これはああして六日市病院は医療だけでなく、福祉の関係にも今、携わっていらっしゃいますから、そうしたことで安心・安全な生活をしっかり確保して、提供していかなければならないということでもありますから、お話がありましたように、学園の問題であったり、とりわけ命を守る福祉のところを充実させるという六日市病院につきましては、存続に向けてしっかり汗をかかさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、病院のあり方について、とりわけ公立化というお話がございました。これから病院さんのほうと日程調整をしながら協議の場を設けていくわけですが、将来的に病院、それじゃどうあるべきかということも当然、話をするわけですが、私が想定しておりますのは、幾らかやはり選択肢がある。それは、今のような形で社会医療法人として存続をすることがまずあると思います。それから、よくほかの、特に大きい町場でもありますが、病院自体の経営をどちらかへ、いわゆる移譲する、そうした方法もあると思います。それからもう一つは、やはり公立化の病院のことが当然あると思います。公立化も、これはやはり選択肢があって、

直営で自治体がするのか、もしくは公設民営で、いわゆる指定管理として運営を行っていく。いろいろその選択肢があるわけですから、そこを今から将来、六日市病院がどうあるべきかということを考えなければなりません。

それから、もう一つ大きな問題、重要なことは、六日市病院は六日市、この町内だけの医療のことにはとどまらないわけです。ここのやはり病院のありようというのは、益田圏域、益田市、津和野町、吉賀町を含めたこの圏域の問題でもあります。まだ大きく言えば、今、六日市病院は県の指定病院にもなっておりますから、島根県全体の、これ第1次医療圏になりますけど、益田圏域は2次で、それ反対かな（「反対」と呼ぶ者あり）医療圏域の問題がありますから、吉賀町だけでなく、この益田圏域、さらに島根県全体に及ぼす影響もあるということなんです。

ですから、この病院のありよう、将来的なところを展望するには、そうしたところも見えていかなければならないということですから、いろいろ選択肢がある中で、どの方法が一番いいのか、そうしたところを関係者の皆さんと協議を重ねながら結論を見出していきたいなと思います。まさにそれが今、議員がおっしゃられた英断の部分であろうかと思えます。

学園、病院の問題に限らず、本当町内ではいろいろな問題が今、浮上しております、その時々で大きな決断をしなければならないということからでございます。先般のその火災に関しまして、その私有財産に対して助成金を出すというのも、これは一つの大きな私は決断であったわけからでございます。

ですから、今、町がどういった状況に置かれているか、今やはり行政は何をしなければならないかということをしっかり見定めて、決断、英断をさせていただきたい、そうした思いでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 時間の関係で、言いたいことはたくさんありました。要望もありましたが、思うような質問はできませんでしたが。

ただ、町長、今、アンテナショップの件で嘆願書が出たということをご報告しましたが、この六日市学園の閉校は既に決定されておりますが、それを覆すことは難しいかも知れませんが、六日市学園の存続なり、また六日市病院の安定した運営につきまして、私が今、聞いておりますのは、これから続々と町内から嘆願書が出るように聞いております。町長が先ほどアンテナショップの件で民意の反映というふうに言われましたが、廿日市のほうからも、岩国のほうからも嘆願書が出ましたが、この病院の存続に関しまして、町内からも今から嘆願書が出るような動きがあるというふうに聞いております。いかに町民がこの六日市学園、六日市病院について、本当に存続を願っているか。病院は存続じゃありませんが、安定した運営を願っているか、本当に吉賀町民6,000人の民意であります。本当に言い足りませんが、そのことを町長に考えてい



ただいて、今後の町長の英断に期待をするものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時01分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 6番、大多和です。

町長に、3件質問を出しておりますので、最初に、まず、町の保有する公施設の維持管理等に関する計画についてということで、町が保有する公施設、主に建物、いわゆる箱物ですが、廃棄や部分改修、あるいは改築などの計画を作成すると、以前、議会で発言がありましたが、その後、これらの建物等についての計画というんですか、これについては、今、どのようになっているか、質問いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大多和議員の、町の保有する公の施設の維持管理等に関する計画についてということで、お答えをしたいと思います。

平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画におきまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を掲げています。個別の施設につきましては、この基本的な方針をもとにいたしまして、国のほうから、令和2年度末までに、個別施設管理計画の策定を求められているところでございます。

現在の進捗状況を申し上げますと、公営住宅の長寿命化計画、それから、今年度整備する教育施設長寿命化計画のように、施設ごとの管理計画を策定、あるいは策定予定のものがございしますが、全般的にそれ以外のことで申し上げますと、これから事務を進めていくことになろうかと思っております。

特に、国からは、先程申し上げましたように、令和2年度末までに、個別の施設管理計画の策定を求められているわけでございますが、現段階におきまして、これ以上の具体的な指針は全く国のほうからない状況でございます。しかしながら、時間ばかりが過ぎてまいっているわけでございますので、所管を今いたします総務課といたしましては、総合管理計画の策定業務の事務を行ってまいりました。これは、職員で構成する会でございますが、ファシリティマネジメント委員会という組織がございしますので、そちらのほうを直ちに開催をさせていただきまして、策定に向けた

スケジュール、それから、様式、いわゆる統一したフォーマットをどうするのか、それから、いわゆるその施設をいかに今からしていくかというような判断基準や指針でございますが、これについて、協議する準備を現在行っているところでございます。こうして、令和2年度末までの個別計画の策定に向けた準備に、これから取りかかっていくという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、お聞きしますと、令和2年度末までに個別の施設管理計画を立てるといふ回答だったと思いますが、以前の議会で説明された事項では、1年以内にはつくらんにゃいけないのだと、柿木の庁舎を含んで、柿木地域ではどうするかというように、私、お聞きしとったんですが、それは間違いだったんでしょうか。

昔の中学校を交流施設にするとか、いろいろありましたけども、そのあたりも含めて、何か今の回答では来年度末までにつくるということは、柿木の場合でいえば、例えば、あそこの公民館とか図書館をどうするかとか、いろいろ課題があったと思います。それで、旧六日市でもそれぞれの地域の公民館はどうするかというようなこともあったと思いますが、それは早急につくるという説明ではなかったかなと思いますが、今お聞きしたら、来年度末まで、何かスピード感に欠けとるんじゃないんでしょうか。もう少し、時代はどんどん進んでいくんですから、それに取り残されないようにしていかないと、特に箱物なんかについては、地震があったらどうするか、そういうようなこともあります。また、公共のトイレも早急に改修しなくちゃいけないとか言いながら、いつまでもポッチャントイレであったりとか、そういうような形になっておりますが、本当に来年度末でいいんですか。それで、来年度末にはきちんとできるんですか。そのあたりをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し整理をして回答をさせていただきたいと思いますが、まず、これまで議会のほうへ何回もお話なり、質疑の中でも御紹介をさせていただいております吉賀町のいわゆる公の施設、特に箱物でございますけど、建物でございますが、公共施設につきましては、平成29年度から、あの当時でございますと平成68年度までの40年間の計画をつくる、これがまさに吉賀町の公共施設等総合管理計画でございます。これを、進捗管理をしていくためには、5年刻みで進捗管理をしていくんだということです。ですから、我々の当初の計画では、まず最初の5年、ですから平成29年度から、今でいうと、元号変わりましたから、今度は令和3年度ですか、ここまでの5年間で、まず個別の計画をつくらせていただきたいというようなことを思っておりました。それが、先ほど言いましたように、国のほうの考えでは令和2年度までということですから、我々が当初思っていた計画よりも1年早く、全体的な個別計画を立てていかなければならないということでございます。

これをどうするかというのは、先ほど答弁させていただいたように、今、総務課のほうで、国からなかなか情報が入ってこないの、これは吉賀町独自で、もうその個別計画を立てていかなければならないということで、今から事務方のほうで準備なりをしていくという状況でございます。

それから、議員のほうから御紹介がございました1年以内でというのは、少し御紹介もありましたが、柿木地区の公共施設のあり方の検討委員会、これも議会のほうへ幾度となく経過説明もさせていただいて、今回、一般質問の中でほかの議員のほうからも、この件については通告がございますので、そのときに説明なり答弁をさせていただこうかと思いますが、この件につきましては、おおむね事務方のほうの方向性が報告書として上がっておりまして、現在の状況を申し上げますと、庁議のほうでその内容を精査をさせていただいております。これを、やはりこれまでの経過もございますので、柿木の地域振興協議会のほうへ御報告なりをしていかなければならない、そこで意見調整をさせていただいて、行政のほうへまた報告をしていただく。それを議会のほうといろいろ調整をさせていただいて、町の方針を固めて、最終的に諮問をし、答申を受けるといような流れになるのではないかとこのように思っております。

それから、公民館のお話もございました。公民館も、これは私が所信表明でありますとか、施政方針で申し上げておりますように、公民館のあり方を検討しましょう、再編をしていきたいと思いますということですから、これは今、教育委員会と町長部局の企画のほうで今検討しておりまして、これもおおむね、今、事務方のほうの考えがまとまる段階に来ております。

ですから、1年以内で全ての施設についての計画をとということではなくて、それぞれの個別の案件について、柿木地域の公共施設のあり方、それから公民館のあり方をそれぞれのところで今調整をさせていただいているということでございます。

それで、そういったスケジュールでございますので、全体の、今回御質問のございました吉賀町全体の公共施設のあり方の個別計画につきましては、令和2年度といいましても来年度の末でございますから、先ほど申し上げましたように、今年度中、令和元年度のうちには、ファシリティマネジメント委員会のほうでスケジュールであったり、それからフォーマットであったり、それから、将来あるべき姿の指針とか方針について取りまとめをして、決めて、それを令和2年度のところで計画づくりに反映させていただくということです。

それができるかどうかということでございます。当然、それは国のほうから求められている案件でございますから、令和2年度末までには、その計画は仕上げていかなければならないということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） その来年度末までに、今、個別の施設の計画を立てられると言わ

れましたが、ということは、案については、一応、議会のほうに説明があるわけですか。議会に説明なくして計画は立てられないと思いますが、その案については、いつごろの説明になるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 総合管理計画に伴います、今回、今からつくろうとしている個別の計画でございますが、これは、議会のほうへ最終的にお諮りをするという案件ではないというふうに承知はしておりますが、ただ、その計画は、当然、深く住民の皆さんの生活にかかわってくる部分でございますから、今から、実際には令和2年度になってからになるろうかと思いますが、あらかじめの原案なり、案ができれば、当然、議会のほう、全員協議会のほう、議題として準備をさせていただきますまして、状況の説明等は、当然、準備をさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議会がタッチする案件ではないと言われましたが、一応、公の施設ですので、議会としてもそれらについては、ある程度タッチしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますが、どちらにしても、今、こうやってつくりましたから、すぐ承認してくださいとか、こうやって報告しますということのないように、ある程度議会でも考える時間がとれるような報告をお願いしたいと思います。

次に、町内河川に監視カメラの設置をということで、一応、4月10日の中国新聞ですが、浜田市が県が管理する河川に監視カメラを設置要望していたが、県がなかなか設置してくれないので、自前で市内の6カ所に河川を監視するカメラを設置したと。そのカメラの画像は、ホームページで公開できるんだと、それが市内の5カ所で事業費は1,090万円かかったそうです、5カ所で。ということは、1カ所当たり200万円ちょっとぐらいと思うんですが、吉賀町でも設置したらと、それでホームページで公開したらと思います。というのが、中には、増水時に川の水位を確認しに行くということで、過去には、この川の水位を確認しに行って流されたとかいうようなこともございますので、ホームページで画像を公開して、早い避難に役立てるとか、住民の命を守るために、この河川カメラを設置したらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町内河川に監視カメラの設置をということについて、お答えをしたいと思います。

大雨等による河川水位の異常な上昇や氾濫の危険性を知る手段としては、水位観測所における河川水位情報や雨量観測所における降雨量情報、それから、橋脚等に表示されております水位標識や河川監視カメラの映像等がございます。中でも、河川の状況を確認する上で、河川監視カメラは、大雨が降っている際に河川に近づくことなく、河川の状況を確認できることから、大変有

効であるというふうに認識をしているところでございます。

先ほど、議員のほうからも御紹介ございましたが、昨年度、浜田市に設置した河川監視カメラの状況につきまして確認をいたしますと、県管理河川である4つの河川に対しまして、5カ所ほど河川監視カメラを設置しているとのことございまして、30秒おきに静止画像を更新しているとのことございました。それから、夜間の監視につきましても問題なく行われているということございました。それから、経費につきましても市役所のほうへ御照会をさせていただきましたところ、初期費用につきましては、1,082万円、約1,090万円、それから、ランニングコストにつきましては、年間で約70万円程度かかるようでございます。

議員も御承知のとおりでございますが、吉賀町におきましてはどうかということでございますが、鹿足郡事務組合、サンネットにちはらが設置をいたしました河川監視カメラが4台ございます。町内のところで申し上げますと、柿木下須の分館の付近、それから柿木村柿木の道の駅の裏、それから、旧六日市でいいますと、抜月の抜月橋、さらに、沢田の恩給橋、議員の御近所でございますが、こちらのほうに河川の監視カメラを4台、設置をしております。全て、島根県が管理をする河川でございまして、高津川のほうへ設置をしております。

こちらのカメラは、5分おきに静止画像を更新しているという状況でございます。また、夜間になりますと、確認しにくくなるという欠点はあるわけでございますが、この状況につきましては、インターネットからはもちろんでございますが、ケーブルテレビ、それから、111チャンネルの河川監視カメラにおいても確認することができるという状況でございます。

それから、島根県のホームページの中では、水防情報システムというところがございまして、これは、残念ながらカメラによる画像はないわけでございますけど、吉賀町内でいいますと8カ所、箇所を申し上げますと、九郎原、それから六日市、柿木、蓼野、下高尻、福川、それからあと長瀬と七日市、この8カ所なんですけど、こちらにそれぞれ観測地点を設けておりまして、水位の情報を検索することができます。これは、1時間でも見られますし、10分単位でもその情報を見ることができます。監視カメラでございませぬから、画像は見ることはできませんが、ただ、河川の水位の状況につきましては、10分おきで見ることができます。我々も、先般の朝方の大雨のときもそうございましたが、風水害のときには、常にその情報を見ながら水位を観測して警戒に当たるというような事務をしているところでございます。

今年度におきましては、今、河川管理のところへ設置をする予定はないわけでございますが、このカメラの増設につきましては、今後、島根県あるいは関係機関、団体等と協議を進めながら、必要な箇所がもしあるようございましたら、協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 住民の安全を守るためですので、今言われたサンネットで放映をされている4カ所以外に、もうちょっと欲しいんではないかなと思っておりますが、そのあたりについて予算というんか経費のこともありますので、よく検討していただいて、もうちょっとほかにも必要な箇所があるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりも十分検討して設置をお願いしたいと思います。

それでは、3番目に、押し売り訪問サービスに注意喚起をとということで、実は、これは町内の独居高齢女性の方から聞いたんですが、男女2人が急に車で家に乗りつけて、このときは「めがねを掃除しましょう」と言って、いいですよと言いながら、勝手にとって掃除して、それで、ねじが緩んでいますということでねじの緩みをとめて、それで修理代を幾らくださいという事例がありました。その方は気丈なために、そんなことはできんと、勝手にお前がしたんじゃないかということをするんですが、ちょうどそのときに、たまたまその話をしていたら、ヘルパーさんが来られまして、そのような話はほかでも聞いたことがあるということで、そのヘルパーさんの話によると、金がないと言うと、年金の支給日はいつかということを知って、その年金の支給日に家へ押しかけてきて、修理代として請求して持って帰るといような事例があったそうですが、このような話がいろいろありますが、町としては、こういう話があったかどうかということもつかんでおられますか、どうでしょうか。もし、つかんでおられたんなら、ぜひとも今の定時放送などでそういうことを説明して、注意喚起を促さなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、3点目でございますが、押し売り訪問サービスに注意喚起をとということで、お答えをしたいと思います。

昨年度、町の相談窓口で受け付けました消費相談は9件ございまして、このうち、御紹介のありましためがねの訪問販売に関する相談は2件ございまして。こうした相談につきましては、県の消費者センターと連携いたしまして、必要な措置等をとっているところでございます。また、町の地域包括支援センターを中心にした見守り組織も立ち上がっておるところございまして、消費者問題に限らず、さまざまな情報を共有しながら連携を図り、ヘルパーさんやケアマネさんからの情報で相談、解決につながった例も多くあるわけでございます。

今回、御質問のめがねの掃除に関する押し売り訪問販売につきましては、事なく解決したということから、町への行政への報告はなかったようでございます。今回の御質問を受けまして、今後は、解決に至った事案につきましても、その情報を町のほうへ積極的に報告をしていただいて、関係者で情報の共有を図れるように、今回、お願いをさせていただいたところでございます。

また、告知放送につきましては、過去において、頻繁に相談があった際に注意喚起の放送をし

たことがございますが、正当な方法での訪問販売業務を妨害することになるという懸念も一方ではあります。被害者が周知を望まないケースもあり、全ての事案について告知することは難しいと考えています。しかしながら、当町は県境に位置しまして、特に高速道路のインターチェンジもあるということで、町外、県外からの入りやすいという環境もあるわけでございますから、御紹介にあったような悪徳、あるいは悪質業者にも狙われやすいという環境も、現実問題あるというふうに認識をしております。引き続き、消費者問題について意を払ってまいりたいと思います。

それから、告知放送の件でございますが、事案とそれからそれに係る影響などを考慮させていただきまして、必要なものにつきましては、当然、積極的な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） とにかく、最初の住民の安全を守るという面からも、十分、こういうものに関して注意をいただいて、安全で安心な生活ができる吉賀町にしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、6番、大多和議員の質問が終わりました。

ここで、5分間、休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） それでは、きょう、3件の通告をしております。

まず最初に、低所得者の各種保険料の免除をというテーマで、町長に質問したいと思います。

最初に、1番目の議員さんの方からもありましたように、病院とかそういった医療関係に関しては、大変重要な問題であり、特に高齢世帯の多い当町においても、やはり最重要課題であるので、ぜひ慎重に御答弁をお願いしたいと思います。

現在、介護保険料が特に高額であり、介護保険料に限って取り上げますけど、今介護保険料は、年金からうんもすんもなく差し引かれております。年間所得が50万円あるいは100万円に満たない方でも、大変その介護保険料の負担というのは、年金から自動的に引き落とされており、幾ら引き落とされたかもわからんような感じでもあるんですけど、大変重く、医療費や食事代等で年金がほとんど消えてしまうような状態であります。低年金者にとっては、

そういった中で、今まで一生懸命生活をしてこられ、昔の、ほとんどが農業であったために国

民年金であります。そういった方が、現在の町を築き上げてきて、現在町があるわけでありますので、やはりそういった方にも敬意を持って配慮すべきではないかと思いますが、まず町長の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員の1点目、低所得者の各種保険料の免除ということにつきまして、お答えをしたいと思います。

介護保険を初めとする社会保障制度の趣旨といたしまして、助け合いの精神により、皆が少しずつ保険料等を拠出し合うことによって、介護や疾病等のリスクに対応する制度でございまして、リスクを有している被保険者は全て保険料を負担することが前提で、それを財源に、必要な給付を賄っているところでございます。そのため、保険料を免除するということは、制度の趣旨からは適切ではないというふうに考えております。

しかしながら、介護保険料の状況を言いますと、独居高齢者世帯や要介護認定者数の増加、介護度の重度化等の影響によりまして、現在の基準額は年額で7万3,200円と前回計画期間から15%程度増額をしているわけございまして、被保険者の収入に占める負担割合も増加の傾向にあるということは、承知しているところでございます。

また、ことし秋には、消費税率の10%への引き上げも予定されている予定でございます。議員御指摘のとおり、低所得者の負担軽減対策が必要と認識しております。そのため、国、県、町の公費負担による低所得者負担軽減対策を実施する介護保険条例の改正案につきまして、本定例会のほうへ上程をさせていただいているところでございます。

ほかの保険料あるいは税につきましては、島根県や県内自治体との共同での保険運営のため、新たな軽減対策の実施は計画しておりませんが、現行制度を活用した被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと思います。

保険料の負担軽減については、健康づくり、介護予防事業等の転換による、介護や医療の給付費抑制が最も有効であると考えておりますので、その実現に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと思います。

今回の御質問につきましては、低所得者の方々に対する各種保険料の免除ということでございます。それは、通告にもございました介護保険料であったり、それからほかのところ言うと、国民健康保険税、あるいは後期高齢者医療の保険料が該当するというふうに思っております。いずれも、所得に応じて、そもそも負担を軽減する内容を用いて保険料等を算定していることにつきましては、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今いろいろ言われましたけど、現在進められている保険料軽減措



置というのが、余り低所得者にとっては、軽減額が余り高くなく低い額であって、そういった意味でもちょっと不十分であり、また、先ほども申しましたように、年金額が年間50万円にも満たない人も何人かおられます。そういった方の年金から差し引かれるのが、二月に1回ですけど5,500円から5,400円、相当な額が引かれております。

これは、やはりちょっと、そういった40数万円の年金で暮らしておられる方にとっては、とても厳しい状況であります。そういった中で、こういうことを言うと、またちょっと別問題で言われますけど、やはり、子育て支援で無制限に支援をされている状況の中で、若い人の支援も大事でしょうが、やはり今日ある、特に低所得者で御高齢の方の支援というのも大事でありますし、また、今後もそういった問題がどんどん、段々大きくなってくると思いますので、そこら辺はぜひ考えていただきたいと思います。

それと、生活保護ぎりぎりの生活であり、生活保護の基準よりも下回る生活をしておられます。そういったこともあるので、生活保護を受ければそういった保険料減免あるいは免除というのがありますけど、やはりなかなか生活保護にはいろんな制約もあり、厳しいところはありますけど、やはりそういったことにならないようにも、町として、国の制度に反するんじゃないかと、そういう低所得者に対する支援というのはすべきではと思うんですけど、再度お考えを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、介護保険料のその軽減措置にかかわる条例改正の上程をさせていただいています。議員のほうからは、余りそのメリット感がないというお話だろうと思います。

これまでの全員協議会の中でも、資料等提供させていただいて、るる説明をさせていただいているところでございますが、ことしの秋、先ほど申し上げましたように、消費税率がアップされている中で、どうにか総体的に、特に低所得者の方に対しての手立てをできないかということで、これは一律の制度になるわけではございますが、現段階の第一段階から第三段階、こちらについての軽減措置を拡大をさせていただきたいということで、第一段階で申し上げますと、そうは言いましても、5,500円ぐらい軽減されますし、第二段階も9,200円、第三段階でも1,900円ということで軽減をされるわけでございます。

それから、吉賀町の今の規模で申し上げますと、今の第一段階から第二段階、第三段階、人数で申し上げますと、その恩恵を預かる方は1,200人から1,300人ぐらいいらっしゃって、軽減のその金額で言うと、全体でも750万円ぐらいはそのメリット、効果が出てくるわけです。

ただ、これは当然、吉賀町だけでその財源をとということになりませんから、国が2分の1、それから島根県と吉賀町がそれぞれ4分の1ずつ拠出をしてこうやっていきましたということです。

確かにその年金受給者、180万円以下の方は特別徴収で年金から引かれるというふうな制度なんですけど、なかなか年金の少ない方にとりましては、先ほど言いましたようなメリットがある

とは言いながら、大変厳しいという状況は私も否定するものではございません。ただ、一律所得等に応じて第一段階から第九段階まで、現行でも金額を設定をさせていただいております。そもそもそうしたことを勘案をして、保険料をまず最初の段階で算定をしているということもございまして、現行の中で、今上程をしております軽減措置、それ以上のということは、今現状の吉賀町の中では厳しいかなというふうに考えております。

それから、少子化対策を非常に、平成27年度から完全無償化ということで取り組んでいるわけですが、それを今度は高齢者のほうにもということでございまして、何をやっても財源がかかってくる、必要になるわけございまして、やはり、特に高齢者の方につきましては、今回のような、介護保険料等軽減措置もそうなんですが、財源のかからないことについても、今策をしているつもりでございまして。

例えば、残念ながら「ゆ・ら・ら」の、ああした事態の中で水中運動がなくなりましたけど、原課のほうでしっかりその辺を、それにかわるものということで、今ストレッチ教室を開催をさせていただいて、介護予防に幾らかなりとも寄与できないかなということでやっておりますし、それから、実は私も先日、七日市公民館のほうへ出かけて、生き生き百歳体操、身を持って体験をさせていただきました。もともと35カ所ある地区サロンに、その百歳体操をやってみてはどうかということで、今各地区でその生き生き百歳体操をやっているんですが、もう今はかなり浸透して、集まっていたく方みずからが、行政のほうから保健師とか担当が行かなくても、それぞれDVDを見ながら公民館なり集会所で、その生き生き百歳体操をしておられるということです。

そうしたことも、財源的には余りかかりませんが、それにかわるものを今施策として展開をさせていただいておりますので、当然、これまでこの吉賀町を初め社会を築いてこられた方でございますから、その恩に報いるためにもしっかり高齢者の生きがい対策を含めて、施策を展開させていただきたいということで御答弁をさせていただいたと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 社会保障あるいはそういった面で、いろんな事業を行うには財源が必要ということは、重々承知しておりますけど、せめて第一段階に当たる部分の方ぐらいまでには支援をする、そういった第一段階の方というのは本当に少数というように先日のあれでもありましたので、ぜひ実現に向かえるよう要望しまして、私の最初の質問は終わります。

2番目に、太陽光発電についてですけど、まず、私太陽光発電を否定するものではないということをお断りして発言していきます。太陽光発電、クリーンエネルギーとして大変注目を浴びて、今後も重要なことだと思っておりますので、それは踏まえての発言でございまして。

今、事業形態の太陽光発電施設が町内各地で建設あるいは建設予定の話伺っております。こ

のシステムの耐用年数は、15年から20年ぐらいと伺っております。その後、耐用年数を過ぎた後の処理方法がちょっと不明であり、現在、先日も報道されましたけど、売電価格を国民に押しつけると言ったら表現があれですけど、国民負担をなくして国が保証する制度に切りかえるというようなことを報道がありましたけど、そのように、今売電価格も段々と下がってきており、売電価格の維持管理がなかなか難しくなっていており、国がそういう方針を出さなくてはならないというふうになっており、国民負担が段々大きくなるということであるので、そういったことになると思います。

そういった状況もあり、また施設の故障あるいは災害による不能状態も考えられ、発電施設が放置状態になる可能性が十分考えられます。発電装置にはいろんな有害物質も含まれており、そういったことになると大きな影響を受けると思います。

町としても、今現在ではなくて、今後そういった状況が起こることは予測されますので、町としてその後始末をすることにならないようにするためには、やはり何らかの検討、対策を今考えておかなければならないと思います。

太陽光発電で2種類ありまして、先ほど言いましたように事業形態の経営目的の太陽光、あるいは家庭用電力で家庭で屋根等につけられているのと2種類ありますけど、その家庭用の方は家庭個人で恐らく処分とかされると思いますけど、そういった業者の方は、倒産等されるとそのまま放置される可能性がすごく高いので、そこら辺で町が負担で後始末をするということになりかねないので、そういう意味では、やはり何らかのことを考えねばならないと思うんですけど、今の太陽光発電システムに対して、町の権限等は今現在あるんですかね。ちょっとその辺をお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の太陽光発電についてということでお答えをしたいと思います。

再生可能エネルギーの一つであります太陽光発電につきましては、2012年に固定価格買い取り制度、俗に言うFITでございますが、この制度が創設されて以来、その導入が急速に拡大をしております。

制度創設により新規参入した太陽光発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始することも多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられていない、防災、環境上の懸念をめぐり、地域住民との関係が悪化する等さまざまな問題が顕在化しているのも事実でございます。

そこで、適切な事業実施の確保を図るため、2016年6月に、申し上げましたFIT法が改正されまして、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されました。

これにより、発電事業者は、事業を開始する前に必ず事業計画を提出しなければならず、国、所管庁は経済産業省でございますが、国につきましては、円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれる発電事業者に対して事業計画の認定を行っております。

したがいまして、太陽光発電事業の認定の権限につきましては、この吉賀町にはなく国にあるということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、権限は町にはなく国にあると言われたんですけど、当然町にはないと思うんですけど、国のほうの担当が経済産業省というところだと思うので、そちらに電話をしてちょっと聞いたんですけど、やはり権限というか制約というか、今言ったように、新設するにはある程度の事前説明とかそういったのはあるけど、特にはないと、そういった制約はないと。

ただ、前は50キロワット以上の方が売電を目的にやるには、地元説明会とかそういったこと、あるいはどういったことをするかというのを国に届け出るとそういったのはあるけど、先ほど言われましたFITのほうで50キロを5キロ以上に変えたというのは言うておられましたけど、そういったことで余り現在もそういった、私が先ほど申しましたような懸念されることに対しての制約というのはほとんどない、放置状態であり、そういった意味で、国もクリーンエネルギーというのをどんどん推し進めるという政策上、余りそういう制限を設けると進まないということもあるのかと思えますけど、余り整備はされていないように聞きました。

そういった中で、今現在、当町の問題になっているのは、ある住民の方が、「家のすぐそばまでそういったのがいきなりできて説明も何もない」と言われて、すぐそばまでできて数年たってそのまま放置状態になって管理されていない。つまり、草とか木とかそういったものが整備されていなくて、いろんな草が生えてきて、アレルギーを引き起こすような草も放置されており、アレルギーを発症して病院を受診したという、そういう事例が発生しています。

そういうところに対して、管理業者あるいはオーナーさんのほうに電話をすると、「伺います」と言うけど、放っておいたり、あるいは年1回来て手で草を引き抜いて帰るといった、そういった状況であります。そういった中で、なぜそういうことをいうと、余り維持管理に経費をかけると、やはり事業として成り立つのが難しくなると思うのでそうなるのではないかなと思うんですけど、やはりそういったことで、太陽光発電で町のメリットというのはどんなものがあるのか。私は余り町にはメリットはないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺をまずちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町に対してのメリットということだけで申し上げますと、思い当たるも

のはございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町にはほとんどメリットがないということで私もそう思うんですけど、ただ国としては、やはりいろんな化石燃料等を使用して二酸化炭素とかそういったのを防ぐ意味では太陽光というのは最大のあれであるので、大変な、国としてはメリット、国民にとってもそうだと思いますけど、やはりそれで町の金銭的なメリットというのは私は思っ、ちょっとあれなんですけど。そういった余りメリットのないものに、今後10年、20年先に、あるいは今の、現在住民が非常に迷惑している、困っておる、そういったことに対してやはり町として何らかの条例を制定して、今から太陽光を設置するにはこういうものをクリアして、今後維持管理とかそういったこともうまくやっていくということができるような条例を制定して町に届け出る、それで認可するという、そういったことができないものか、まずお伺いしたいんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町内にもあちこちで今、太陽光発電に係るパネルが散見されるようになりました。

先ほどお答えをしましたように、まずその設置の権限は国になるわけでございまして、国のほうへ問い合わせをされたということでもございますが、国のほうといたしましても、これは幾らか前に、5番議員の一般質問でお答えをしたような記憶をしているわけでございますが、今回議員のほうから御指摘のあったような、その放置をされたり不要になった物件の処分の問題とか出てくるのではないかと懸念でございますけど、一般的にその太陽光の発電設備の耐用年数というのは、25年から30年と言われております。いわゆる償却の関係でいう法定耐用年数というのは17年なんですけど、それとは別に実際使ってみると、やっぱり今申し上げましたような、25年から30年ぐらいの耐用年数だということで、問題はその後がどうかということなんですけど、そこら辺も今含めて、以前の5番議員のときにもお答えをさせていただきましたが、非常に、設置をする、まずその前段で幾らか規制がかけられないかということで、環境アセスメントのお話をさせていただいたと思います。

あのときにお答えをしたように、我々今吉賀町のほうにはその権限がないですし、国の条例の中にもそのアセスメントの適応するものがない。今、県のほうであるのは、言ってみれば太陽光発電以外の発電事業についてはアセスメントの対象なんですけど、そうしたものが無いから、ぜひその枠の中へ太陽光発電も入れていただきたいというような答えをさせていただいて、そのすぐ後に担当課長が県に出向いてその話をさせていただきました。

県のほうとしましても、そこら辺りは非常に懸念をしておられまして、そのときに県のほうからも情報提供がありましたのは、昨年8月に、実は国が有識者の会議を持たれたと。これ何か

と言いますと、全国各地で太陽光発電施設がもうたくさん出ておると。その規制の基準は、大きい、都道府県であったり政令市あるいは市部では独自の条例を制定をされて規制をするというすべがあるんですが、なかなか小さい小規模自治体ではそういった事例がないということと、先行して条例をつくっておられる都道府県であったり市部もその基準がまちまちなんです。

これを国の政策としてどうにか一定の、全国どこ行っても同じ内容で規制をかけられるようなことができないかということで、検討会を実はつくっておられて、その検討が終わって、今国のほうが、私も先般ホームページで確認をさせていただきましたが、意見集約ができて今パブリックコメントに付しているような状況です。

大変膨大な資料ですので、一々今ちょっと御紹介はできませんけど、この中ではかなり踏み込んだことを書いていらっしゃるんです。環境影響評価の基本的な考え方はどうかということ。基本的にはやはりそれぞれの自治体でやるということも可能だけど、まず国が一律の基準を設けないといけないうことと、その基準を設けるときにどういった内容の規模をその対象にするのかというようなことが、今パブリックコメントで紹介しておられますので、ぜひそのところも御確認をいただけたらと思います。

それから、結局その不要になったものを事業者が廃棄をするときに、実際その発電事業者がその経費に工面をされて、野ざらしとか放置にすることが非常に心配である。その御質問だと思うんですけど、これも、そもそもは今の法律の中でも、原則として発電事業者が売電収入を得たときに、源泉徴収的にそれを差し引いて積み立てをしておく。こんな制度を今考えていらっしゃるということですから、これがまだまだ確定したものではないですけど、それに幾らかは期待をしなければなりませんし、現行の制度の中でも、5%部分は行く行くそういったときに到来するので、そのためにそれぞれ発電事業者は積み立てをしておいてくださいよというようなことがあるわけです。

ところが、先ほど言いました有識者による検討会議の中で、その中を精査すると、ですから5%の廃棄用の費用を積み立てをしておきなさいという現行法令の中で実際はどのぐらいの事業者がそれをちゃんとやっているかという、わずか数%、全体の83%については積み立てをしていないというような調査結果なんです。

ですから、新しい規制をどんどんつくるといのは、それは今からの施策の中で可能だと思いますが、ただ現行制度の中でそういった状態ですから、そこをやはりまだ国としても力を入れていかなければなりませんし、有識者会議の中でパブリックコメントを今付していますから、そこをどういうふうに精査をされるか。

我々といましては、そのコメントに付したものがいずれ有識者会議の中で取りまとめをされ、国としてのガイドラインがまとまる。それが今度は都道府県を通して自治体のほうへ情報提

供されるということであるかと思っておりますから、その内容を見て、場合によってはこの吉賀町でもまだまだその前段で規制が必要だというふうに判断をすれば、御紹介にあったような独自の規制の対策をやっていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 耐用年数の認識の違いは、町長と私ちょっと違うんですけど、見方があろうかと思えますのでお断りしておきますけど。

ただ、今国がそういうふうないろいろな問題が生じて、検討委員会をつくって意見集約もできているということなんですけど、やはり国のやることはなかなか、失礼ですけど敏速に進まないという状況であり、やはり今、国は、全国的な平均的なものをつくらなければならないということがあり、当町には当町のそういった問題というのが個々あるので、今現実に町民が困っていると、そういったことを見過ごすことはできないと思いますので、やはりそこは考えて、条例つくること何らお金もかかりやせんので、ぜひ条例制定はやっていただきたいと思います。

現に兵庫県なんかは条例を先んじてつくって実行しておられますので、ぜひ、少人数の訴えではありますけど、少数の方を意見を尊重するというのもやはり大事なことであり、町長の信条にも、そういったことを、きめ細かな政策を行うということもあるので、やはり条例制定で町民を守るということは何ら前向きに考えていただきたいと思います。

次に、太陽光のことは終わりました、運転免許証の自主返納についてということで移りたいと思います。

最近、高齢者の交通事故が大きくクローズアップされており、大きな社会問題になっておりますが、今日、運転免許証の自主返納がなかなか進まない原因は、返納後日常生活が一遍にして不便になること、これに起因すると言っても過言ではないと思います。悲しい交通事故をなくすためにも、行政としても何らかの方策を行うべきですが、現在、返納後1年間は当町でも不十分ながら支援が行われておりますが、なかなか不十分であります。

高齢者の方で交通機関のない人にとっては、大変大きな問題であります。有効な支援策を設けるべきであり、そこでせめて病気受診あるいは買い物といったものが大きな、高齢者あるいは人にとってはウエイトを占めると思います。そこに限定してでも、やはり遠方何キロ以上の方にかそういった方にはタクシーの無料券を1年間ではなく生涯実施するというような、これは一つの方法論でありますけど、そういったことも考えることをすれば免許証返納というのは飛躍的に進んでいくのではないかと思います。

現状では、返納した時点から日常生活が維持できない、不便な生活をする事になり、町の事業、補助金を見直してでもぜひ実行されることを望みます。

方法にはいろんな、タクシーの例を挙げましたけどさまざまなことがあります。タクシーも今

大変、営業あるいは事業をやっていくことに段々困ってきているということでもありますので、タクシーに限らず民間の人に委託してとかそういった方法論等はいろいろありますけど、その辺について提案なり質問をいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の件についてお答えをしたいと思います。

運転免許証自主返納についてということでございます。

少し時間がありますので、ちょっと詳しく答弁をさせていただいたと思いますが、この件につきましては、後の7番議員のほうからも通告もあるようでございますが、そこでも改めて申し上げる予定でございますが、高齢者運転免許の自主返納事業につきましては、当町においては平成29年の5月から事業開始をさせていただきました。

これまでの事業実績といたしまして、平成29年度は17人、平成30年度は13人、31年度、本年度令和元年度でございますが、この6月1日の時点で2人ということで、これまで32人の方に支給をさせていただいたということでございます。

今年度も予算的には20人分の予算計上をしておりますので、現段階において先行して行っております松江市なんかは一定の成果があったということで終了というような報道もされましたが、吉賀町の場合、現時点においてそのような考えは持っておりません。

そもそもこの制度でございますが、高齢者の方がかかわる交通事故が非常に多いという中にありまして、自主返納することによって安全・安心な交通社会の実現を図る目的でスタートさせていただいたものでございます。確かに、返納することによりまして、結果的にその移動に不便さを感じるという事案については認識しているところでございます。

これらのことに対しまして、検討材料ということで2つのことについて申し上げておきたいと思っております。

まず、高齢者の要支援者に対する移動支援についてでございます。平成27年度から、地域支え合い会議等におきまして、高齢者の医療機関受診、それから買い物時の移動等が重要な課題として取り上げられて検討しているところでございます。検討を重ねてきた結果、試行的に、地域活動支援の一環としてふれあいサロンへの参加の際に社協による送迎を実施しておりまして、平成30年度は13地域130人弱の方が利用しておられます。

この取り組みの成果として、閉じこもりがちな方や独居で生活に寂しさあるいは不安を抱えておられる高齢者の皆さんの社会参加につながり、移動支援の一助になり得ているものと考えております。今後もさらなる支援を模索しながら、誰もが安全・安心に住み続けられる、居心地のよいまちづくりの観点からも実現を図ってまいりたいと思っております。

もう一つは、タクシー利用に関する補助金制度等についてでございますが、現行の支援制度と



いたしましては、長瀬地域交通対策事業費補助金がございます。公共交通の空白地でございますがこの地域の住民の皆様の移動手段を確保するために、地域全体、団体に対しまして補助金を交付し、タクシー利用に係る費用について助成を行っているというものでございます。

また、現在、町内の公共交通についての課題解決に向けて、吉賀町地域公共交通網形成計画を策定中でございますが、この際行った住民アンケート等によるニーズ調査におきましては、バスの増便や玄関先までの送迎など多種多様な意見をいただいているところでもございます。

一方、交通事業者においては、車両数や人員体制、運行経費等の課題から全てのニーズ、要望に対応することは極めて困難な状況ではないかと思っております。今後も、住民ニーズや地域性を考慮した公共交通のあり方について協議を行うとともに、高齢者等が公共交通機関の利用に必要となる支援についても、長瀬地区の取り組みなどを参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、高齢者の自主返納の制度につきましては継続して行い、安全・安心を確保するのは当然でございますけど、移動手段につきましては、現在検討中の公共交通のあり方、それから現行制度の見直し、これも補助金もかかわってくるわけでございますが、これらをもう一回見直しながら対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） いろいろ検討ということで、今現在ふれあいサロン等の送迎を行っている、あるいは長瀬地域の支援は以前から行われているということでありましたが、まず、地域公共交通網形成計画の進捗状況の中で見てみますと、やはり買い物あるいは六日市病院等の高齢者、特にそういった方の利用というのはそれが一番であり、買い物と病院、医療関係が大変8割以上占めている、そういう状況と書かれておりますし、そういったものに限って、やはりお年寄りにとっては生活の絶対に行わなきゃならないことであり、そういったことに対しては、やはり何らかの、長瀬地域のタクシーなんかの支援というのも大変有効なことであろうと思っておりますけど、そういった現在の町営バスと言ったらいいんですか、デマンドバスと言うか、そういったシステムというのもちよっと行き詰まりを迎えているようなことも感じております。

そういった中で、やはりそういったことを全て見直して、そういった長瀬地域の運用方法、あるいは柿木のスクールバスの巡回型とかそういったことも行われているようですけど、そういった方法とかいろんな方法を考えていく時期ではないかなと思っております。

そこら辺を含めて御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議員のほうからも御指摘ございましたが、公共交通網の形成計画を今つくる段階で、前段でアンケート調査、ニーズ調査をさせていただいたところでございます。それ

をもとに、今から原案になるものをつくっていくということになるわけですが、やはり、ニーズといいますかそうしたものが欲しい、必要というのは、何ととっても、御紹介もありました買い物とかそれから病院等初めとした医療関係のほうへ出かけるとか、あるいは御親戚なりお孫さんところへ行く、子どもさんところへ行く、その交通手段だということで、まずは域内交通をどうするかということでございますので、これはしっかりその調査結果を踏まえて、これからの計画策定に努めていかなければならないと思います。

それから、先ほど2つの事例、地区サロンの送迎のことと、先行して今やっております長瀬地区のタクシーのことを御紹介をさせていただきました。交通網形成計画が今からどういうふうに仕上がるかわかりませんが、基本的には公共交通のみならず交通事業者の問題、交通事業者を活用したものをどうしていくかというのは、それは第一義的な問題になろうかと思いますが、そこに頼らずして、例えば先ほど紹介させていただいたようなサロンであったり、そうしたところで今実際、町内動いているわけです、ものとして車両が。

そうしたものを活用するとか、それから以前から申し上げておりますように、人だけでなくして物を運べば、貨客混載で、まだまだ吉賀町の中でも物流が活発をしていくということがあるわけですから、ただ単に人を輸送するというでなくして、ほかの物流も含めて考えれば、まだまだ経済がこの町内で好循環をすると。人の移動も当然よくなるということになろうかと思しますので、決してその交通事業者、交通網だけをどうするかということではなくて、それをする事によって、この町内の、いわゆる人の流れであったり物の流れがどういうふうによくなるんだということをしっかり見定めて交通網計画をやっていかなければならないと思いますし、これも前から申し上げておりますように、最終的にその計画ができるまでの段階で、国あるいは県の実証実験等もありますので、まず先行してやってみるというような準備はあるということをおし上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先日、新聞によりますと、廿日市市の廿日市から吉和間のバスが1,700円だったかな、たしか。そのぐらいの高額だったのが、思い切って100円、150円か幾らかに下げると、利用者がすごい何十倍とふえたという、そういう事例が載ってありました。そういった思い切った施策というの、やはり大事だろうと思えますし、今言ったように、人間だけを運搬するのではなくて、いろんなことを一緒に考えていくということも大事だろうと思えます。

いろんな形態、あるいは医療問題、特にお年寄りの重要なのは買い物と医療でありますので、医療の出前あるいは買い物の出前、そういったことも考えなくはないと思えます。

以上で私の質問は終わろうと思えますけど、低所得者の保険料の免除、あるいは太陽光発電の

困っておられる方の救済、あるいは運転免許証の自主返納、いずれも当町にとって大事な問題だと思うので、ぜひ前向きに御検討されることを期待しまして発言は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。  
ここで5分間休憩します。

午前11時34分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番の中田元でございます。

今回は、3点ほど通告しております。

まず最初に、一言、言わせていただきます。5月12日、下七日市大規模火災が発生いたしました。今回の火災で被災された皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りしております。そして、被災者支援のため、地元の方や個人343名、延べ581名のボランティアの方々が応援に駆けつけてくださったことは、被災者の皆様に大きな希望を与えたものと思います。本当にありがとうございました。

それでは、まず1問目。通告はちょっと順番を変えまして、学童保育について、町長へ御質問いたします。

このことについては、昨年6月議会においてお尋ねいたしました。町におかれましては、早速対応してくださっているとお聞きして、ありがたく思っているところでございます。言うまでもありませんが、女性の社会進出が続く中、共働き世帯が増加しております。このような中、業種により、日曜日、祝日勤務等で保育できない家庭があります。

平成32年度から第2期の吉賀町子ども・子育て支援事業計画を策定するので、30年度から31年度で、子育て世代を対象にニーズ調査を行う計画であるとのことでありました。現在進行形ではあると思いますが、どのようになっているのかを公表していただきたいと思っております。

子育て世代の方はもちろんのこと、子育てにかかわる方、また、事業主の方もこの結果と対応については、非常に期待しているものと思われまます。この中間報告をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、初めに学童保育についてお答えをしたいと思います。

まず初めに、放課後児童クラブの全国的な状況を述べさせていただきますと、厚生労働省が毎年度行っております放課後児童クラブの実施状況について、昨年5月1日現在の全国調査により

ますと、登録児童数及び放課後児童クラブ数、いずれも過去最高を更新しておりまして、前年比で見ると、登録児童数が約6万3,000人の増加、クラブ数が755カ所の増加という結果となっています。また、利用できなかった児童数、いわゆる待機児童数でございますが、これにつきましては、全国で約1万7,000人、前年比で約100人の増加という結果でございます。

この結果からも、放課後児童クラブの利用ニーズが全国的にも高まっている状況であると思えます。このことは、議員おっしゃられますように、女性の社会進出の増加によって、共働きとなることも要因の一つであるというふうに考えているところでございます。

このようなことから、第2期の吉賀町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、昨年度のところで、小学生以下のお子さんがおられる世帯を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を行っております。このニーズ調査の結果につきましては、第2期計画策定の協議、検討を行います次世代育成支援対策地域協議会、こちらの会議のほうへ報告しておりまして、今後、3回にわたって具体的な実行施策等への反映等も含めて協議を行う予定としております。あわせて、広報よしか7月号から3回にわたって、アンケート項目の一部を抜粋させていただき、町民の皆様にもお伝えをする予定にしております。

参考までに、議員の御質問がございました放課後児童クラブの日曜日、それから祝日の利用希望についての結果について御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、就学前児童、5歳、6歳の世帯の回答でございますが、日曜日、祝日の利用については、「低学年の間は利用したい」が22.7%、「高学年になっても利用したい」これはゼロ%、「必要はない」というのは77.3%。それから、小学校児童の世帯の同様の回答ですが、まず、「低学年の間は利用したい」というのは2.2%、「高学年になっても利用したい」同じく2.2%、「必要はない」という方は68.9%、無回答が26.7%。以上のような回答内容になっております。

また、厚生労働省の平成30年度全国調査の結果も参考までに申し上げますと、日曜日の開所状況は、全クラブ数に対する割合ではわずか7.0%程度でありまして、全年度も同様の7.0%で、ほぼ横ばいの状況となっております。このことを申し添えておきたいと思えます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたようなニーズ調査の結果でございまして、それを地域協議会のほうへ提供させていただき、そちらの審議の内容、協議の内容を見きわめて、最終的に町としていかにようにするかというのを見定めていきたい、こんな思いでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長のほうからニーズの調査結果というのを聞いて、ちょっと若干驚いておりますが、もう少しはニーズ調査のほうであるかなというふうに思っておりましたが、実際、合わせて四、五%ということになるかと思っておりますが、それにいたしましても、私が

前回の質問の折も申しましたが、今、8カ所ですか、行っておるところで、1カ所でも六日市とかどこかでも行うということは、ぜひとも、調査が四、五%しかおらんからというでなしに、ぜひとも1カ所でもこの学童保育ということ、わずかでもおられるということは助かる方も当然おられると思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

また、ことしからでしたか、学童保育の支援員さんも、今までは2人であったが、ことしからたしか1名の支援員でいいというような法改正があったのではなかろうかと思いますが、その辺、ちょっと自分の思いであるかもわかりません。その辺のこともあったような気がしますので、ぜひともその辺のことをもう一度確認しながら、町内1カ所でもそういうふうな学童保育のできる場所を確保していただきたいというふうに思います。一言、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、調査結果のほうは御報告をさせていただきました。全般的に、希望者が多いか少ないか、高いか低いかにいえば、全体的には低い数値だというふうに認識をしています。ただ、そうは言いましても、希望される方がゼロではないわけですから、総体的には、それを地域協議会のほうがどういうふうに見ていただくか。

それから、もう一つは、今回の報告の内容は、日曜日と祝祭日に限定をしているということ、土曜日のこともあります。土曜日も今回調査をしておりますが、これも、事実的には、あるいは人数的には低調な回答なんです、そうはいつでもやっているということを言いますと、やはりニーズがあるということは、これは紛れもない事実でございますので、そこら辺を、人員の配置もございしますが、これからの3回にわたって地域協議会を開催をしていただきますので、その場で調査の分析の内容を原課のほうからしたしめていただいて、これに対して対応をいかようにいたしましょうかということ、真摯に御協議をいただきたい。我々といたしましては、その審議内容を見て、次の計画をどうするか、その計画の中でどういうふうに行うかというのを決定してまいりたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） そういうことで、町長言われたように、ぜひとも人数は少なくても開催していただきますようお願いいたしまして、午前中の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 中田議員の質問も、通告のあと2件残っておりますが、午後に再開をす  
るとして、ここで昼休み休憩にします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番目の通告者、5番、中田議員の発言が残っておりますので、その続きを許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、午前中に引き続いて、2問目の質問をさせていただきます。

2問目は、屋外放送設備の設置箇所と緊急放送の内容について質問させていただきます。このことについては、平成28年3月においても質問をしたものであります。

ことし3月に、防災無線の整備方針が示されましたが、この方針内容には、屋外設備においては増設も移設も行わないと明記されております。その理由は、現在のスピーカーより性能のよいスリムスピーカーを使用するからとのこととあります。このことについて、私自身、町内の屋外放送の聞こえ方を確認したところ、平成28年の立河内の建屋火災でも、地元の方が聞こえないなどの苦情があり、柿木福川地内での建屋・林野火災、そして、このたびの下七日市地区の建屋火災においても、サイレンが聞こえなく、音声も聞こえない地区がありました。

一方、聞こえる地区においても、放送内容に課題があります。七日市のどの付近かわからず、町民を初め、消防団員にも位置情報の確認ができません。そのため、親戚の家ではなかろうかなどの心配にも対応できず、放送も便利そうで機能と運用が悪いと悪評であります。

前回の質問のとき、前町長は、施設の更新を控えておるが、現状を把握しながら増設が必要な地域があれば、今後また整備しなければならないと言われております。

そこで、私から、次の2点について質問をいたします。

まず1点、現状のままではなく、今申し上げたような問題点が多くあることから、屋外スピーカーの設置箇所、スピーカーの方向などを再調査して新規工事に着手すべきではありませんか。

もう一点、火災等の放送内容について、現在は、〇〇地区の何番地という表現であるが、はっきりと〇〇地区の〇〇宅と氏名を公表してもらい、町民や消防団員が場所の特定がすぐできるようにしていただきたいと考えます。

多くの町民は、災害場所の公表は個人情報保護法のため、だめなんだろうと考えておられます。しかし、個人情報保護条例23条は、災害などを想定し、生命、身体、財産の保護のために必要な場合として例外規定を設け、本人の同意がなくても個人データを提供できるとあります。

また、吉賀町個人情報保護法8条にも、同じように例外規定が明記されておりますが、なぜ公表しないのか、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、屋外放送設備の設置箇所と緊急放送についてとということでお答えをしたいと思います。

まず、屋外放送設備の設置箇所についてでございますが、現在、屋外放送設備、屋外子局につ

きましては、各地域の指定避難所付近等に設置しているのが現状でございます。

情報伝達の考え方といたしましては、屋外子局は情報伝達手段の1つでございまして、屋外子局だけで情報伝達を全て行うということは不可能と考えております。さまざまな情報伝達手段を活用いたしまして住民に情報を伝えることが必要でございます。そのうちの1つが屋外放送設備であると考えておるところでございます。

しかし、今、議員おっしゃられましたとおり、町内において、難聴地域が存在するのも承知をしております。屋外子局の増設、スピーカーの方向等については、試験運用等を通じて、必要に応じて増設、さらに方向修正等を検討し、実施運用までに改良してまいりたいというふうを考えているところでございます。

現段階においても、増設等の方針は決まっていないわけでございます。今後も引き続き協議を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。これからの検討課題ということで受けとめていただきたいと思います。

それから、2つ目の御質問の火災等の放送内容についてでございます。

このことにつきましては、議員も御案内のとおりでございまして、吉賀町だけのシステムとかそういったものではございません。この圏域で対応しているということでございまして、益田広域消防本部へ今、質問の趣旨に沿った内容の検討の依頼を投げかけているところでございます。

御質問の趣旨につきましては、我々も十分理解をしておるところでございます。とりあえずは、今、投げかけをしております、益田広域消防本部からの検討結果の報告を待って、その内容を精査をさせていただいて、今後のあり方、あるいは対応の仕方について検討させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長言われましたように、自分も屋外におりますと、試験放送中ですか、最近、たんびにかかっておりますが、聞こえない地域で幾らやっても聞こえんものは聞こえんのですが、特に、この前の私の調査の折も、立河内地区の奥とか、立河内のさわた地区、それから田野原の初見地域とか、それから星坂、いろんな、私も地域の方のところに行って、聞こえるかと言ったら、全然聞こえないというような話を実際に聞いております。

特に、初見の八幡様のところに放送等があったところは、今は切りましたけど、大きな杉の大木があって、その真ん前にスピーカーがあって、ボンと当たるようなことになっておりました。最近、なんか杉の枝を落として、上には聞こえるようになったのかなと思いますけど、やはり、地域の実情を見ながら、計算上、何メートル飛ぶから聞こえるんだというんでは、当然、山の地形もありますし、霧の関係もあって、なかなか聞こえてこない。

それから、幸地地区ですが、亀原地域でも、ちょうど亀原地区は谷の間に入っては引っ込んで

のところになっておりますので、立河内方面からも幸地方面からも全然聞こえない。あれは、たしか役場の職員さん、前任者が調査にも行ったと、私も伺っております。

また、沢田の上沢田にしましても、広石の大新田の橋ですか、あの辺に立っておって、なかなか上沢田まで聞こえてこない。風向きがいいときには六日市からののが時々聞こえることがありますが。

そんなことがありまして、この設置箇所については、もうあちらこちらで全部見て歩くと、私もあるのではなかろうかと思いますが、特に、私は柿木地域に入って調べてはおりませんけれども、皆さんからいろんな苦情を聞きますので、ぜひとも、今から、特に新しい施設にして、何億円という経費をかかっても、幾らいいスピーカーをつけるにしても、やはり地形等を考えていかないと無理があるのではなかろうかと思いますが、ぜひ、今、試験放送をやっておられますけれども、やはり聞こえるとき、聞こえないとき、それから、放送の時間帯等でもいろいろあるかと思っておりますので、ぜひとも再調査をしていただいて、今現状で聞こえるか聞こえないか。

それから、緊急放送のときに、通常放送と緊急放送をまた、5月の火災のときにでも、普通の時報は聞こえたけど、あのときはサイレンも聞こえん、ものもいつそ聞こえなかったというような話も聞いておりますので、この緊急放送については、ぜひとも、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

それから、今の放送内容についてですが、消防分遣所、益田地域からやるということは私も知っておりますけれども、私も消防分遣所ともお話ししましたが、なかなか、もし間違ったらいけないからできないとかというようなことを言っておられましたが、私も今、消防の本部におって、現場になかなか出ることはありませんけれども、以前、消防車に乗って出るときには、例えば、どこどここの火事といったときには、もう、その火災場所がわかりますので、車に乗っていく間に、消防水利はここにあるから、ここに車をとめようとか、そういうふうな考え方を持って、六日市から、例えば七日市でも、蔵木にでも駆け上ると。そうすると、早く水利に着ける。そうすると、やはり、放水も早く、当然できるというような利点があります。

ただ、最近のように、何番地、煙が出るところまで行ってみんなわからないというようなことでは、そういうふうな、車で走りながら、団員が消防水利を考えるというようなことにはならないと思っておりますので、ぜひとも消防分遣所とか本部としっかりと検討していただいて、できるような方向でやっていただきたいと思っておりますので、町長、もう一言、その辺のことを、決意を言っていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 放送の件につきましては、まず、屋外子局、非常に聞きにくい、聞き取りにくい、ひょっとしたら全く聞こえてないというお話もございましたけど、まずは、先ほど申



し上げましたように、全町的に調査を今、しております。

それから、試験的に今、放送もしておるような状況でございますので、まずは、それを調査する中で精査をさせていただきたいということと、それから、やっぱりこういうものは、ただ単に、机上での計算なり計画だけでは、現場が実際どうであるか、特にお話になりましたように、地形の問題によってかなり左右されることがございますので、机上で計画をしたものと、それから、実施現場等を照合させていただいて、その辺の差異がないのか、しっかり、その辺を見きわめた上で、今からの計画については着手をさせていただきたいということでございます。

また、後の議員さんのほうからも、今回の七日市地区の大規模火災におきまして、そのサイレンの吹鳴の方法であるとか、いろいろ通告もあるようでございますが、防災行政無線のこれからのことも、今までの全員協議会等で御説明もさせていただいておりますが、今回のその火災の上で、今計画をしている内容がどうなのか、そこら辺は再調査をさせていただいている事務方のほうで、また、次のところの検討もさせていただいているような状況でございますので、その点は、また調査結果を待って、内容についていろいろ御意見を賜りたいというふうに思っております。

それから、火災等の際の放送の今、内容でございますけど、私も、あのときに、柿木ふれあい会館から、お別れ会があって、こちらに帰って、ちょうどお昼でございましたが、してありましたら情報が入った。見ますと、七日市〇〇番地と、こういった表示でございました。

すぐ頭にピンときましたのは、これは七日市の連担地だなと。ただ、場所が、確かに特定できない。ただ、番地を見る中では、公民館、郵便局、それから学校の付近、林業センターの付近であったりということで、まさに下七日市の本当一番ど真ん中だというようなことを思いながら現場に駆けつけたわけでございますが、もう既に、ここの六日市の連担地を出て、広石の国道を走っておりますと、下の山の上から黒い煙がもうもうと上がっておるということでございましたら、これはもう、ただならぬ事態だなということは推定ができました。

ただ、情報を覚知したときも、行くさながらもそうでございますが、場所の特定ができないということがありますので、特に消防活動、消火活動に携わっていただきます、特に消防団の皆さんは、まず、やはり現場に駆けつけるときには、お話がありましたように、防火水槽がどこにある、それから、川における進入路はどこにある、消火栓はどこにある、そうしたことを想定しながら、間違いなく現場に駆けつける、そうしたことが、なかなか今の情報の中では確定できないというのは現実問題としてあるんだろうと思います。その辺が我々もわかっておりますので、今回の事案については、先ほど申し上げましたように、まず消防本部のほうへ、事案の検討ということで、今、投げかけをしております。

決意の一端をとということでございましたが、これは、先ほど言いましたように、吉賀町だけの

システムでもございません、決め事でもございませんので、やはり吉賀町、それから津和野町、益田市、それから、広域の消防の中で、どうした運用をしていくのか、そこら辺は、やっぱり吉賀町だけではなくして、全体で検討していく中で、新しい形が見出せれば、それに移行させていくと、こういった作業になりますので、そのためには、しっかり、こちらの、今回の経験を生かして、意見反映もさせていただきたい、そんな思いでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町長、もう一点、先ほど、私、個人情報法案のことをちょっと申しました、23条。吉賀町条例にも載っておりますけれど。このことについて、私、ここで、町民の方が、個人情報の関係で、今の言う放送ができんのだろうというような認識を持っておられる方がたくさんおられますが、私の言うたことが正しいかどうか、その辺のところを発言してもらえますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御紹介のあった法の内容は、それで間違いないというふうに思っております。

ただ、そうした法令がある上で、今のようなシステムになっているということでございますから、益田広域全体で、それを踏まえた上で、今のようなシステムになぜなったのか。それから、それを、やはりクリアをするためには、今からどうしていかなければならないかというところを検討させていただきたいということでございます。

ですから、個人情報の保護というのはありながら、一方では、そこは保護しなければならないけど、今回のような緊急を要する場合には、いわゆる適用除外すると、例外規定として運用するということがあるわけでございますから、その辺をシステムの内容も含めて検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） わかりました。ぜひとも町民の方が、すぐ位置の特定、また、放送内容につきましても早くわかるような方法に改めるよう御努力をお願いします。

それでは、質問の3問目でございますが、これは、この5月に起こったことでございますけれども、吉賀町の固定資産税の口座振替ミスについてということで質問をさせていただきます。

令和元年度の固定資産税の全納者に対して、このたび、税務住民課付吉賀町長から1通の封書が送付されてきました。内容は、全納契約者に対するもので、口座振替処理に誤りがあり、1期のみの振替となりました。2期以降は7月、11月、2月の引き落としとさせていただきます、との通知でした。

いきなり送付されてきた文書に、住民は驚きを隠せませんでした。以前は、前納奨励金がつい

ていましたが、現在はありません。それでも一括で払っておいたほうが紛らわしくないと思われ、届け出をしている方がおられるのです。それを、一方的にミスがあり、ことしは4期に分割しますのでは納得がいきません。

そこで質問です。現在、全納契約者は納税者の何%で何名ぐらいおられるのでしょうか。

2つ目に、この不始末で郵券料、文書、人件費の金額が幾らかかりましたか。

3つ目に、このようなミスをした場合、懲戒処分はあるのですか。

4つ目として、希望者がもしおられれば、7月に3期分の全納ができるのかどうか。

今のようなことをごさいますて、届け出者は5月28日に口座引き落としと思い準備していたのに、これでは使い込んでしまうと不安を口にする者もいます。そして、文書の最後に、何か不明、不安があれば連絡くださいとありますが、まさに不安だらけの状況です。納税者に直接金額的な被害があったわけではありませんが、大なり小なり個人に影響があったと思われま。

そして、このような不手際があったことは、町民の行政への信頼が損なわれ、また、納税意欲がそがれるのではないですか。町長の答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、固定資産税の口座振替についてということでお答えをしたいと思ひます。

固定資産税につきましては、納期限が通常4期に分かれておりまして、その納期限は第1期が5月末日、第2期が7月末日、第3期が11月末日、第4期が2月末日となっております。

口座振替を登録されている納税者の中には、第1期に全期前納、固定資産税年度額全額納付の登録をされている方がおられますが、本年、この全期前納の登録者の口座振替データの作成を誤ったことによりまして、期別納付のみのデータを作成したため、全期前納登録者も第1期分のみの振替となる誤りが生じたところでございます。納税者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。第1期目の口座振替データ作成時は第2期以降のデータ作成とは違う処理が生じましたが、その処理をしなかったために、今回の誤りが発生したところでございます。

また、第三者のチェックもなかったことが原因でございまして、改めて関係者の皆様に深くおわびを申し上げたいと思ひます。

まず、対象となった全期前納登録者数でございまして、614名、納税義務者全体で申し上げますと3,575名でございまして、全体の約17%の方がこれに当たるということでございまして。

また、今回の事案処理に係る経費についてでございまして、通知のための郵券料が約5万円、それから、2期から第4期までの口座振替に係る手数料が約2万円、計7万円必要となったということでございまして。

それから、詳細な人件費の算出は困難な部分があるわけですが、通知発送のために職員5名が約1時間余りの時間外勤務をしたという状況でございます。

それから、処分のことについてもございました。これは内部的なお話になるわけですが、担当をしております総務課のほうで検討する事案ではなかろうかというふうに考えております。今現在の段階で、それについての言及はできない状況でございます。

それから、今回振替ができなかった残りの3期分の納付方法といたしましては、システムの再度追加の口座振替ができないため、次の3通りの方法があるかと思えます。

まず1つ目は、おわび文のほうで明記をさせていただきましたように、残りを3期に分けて口座振替を行う方法、それから、2つ目は、残額を納付書により、金融機関や役場で納付していただく方法、そして、3つ目といたしましては、第2期の口座振替時に残額を全て振替をする方法、この3つが想定されると思えます。

今回、おわびの通知文書にこの3通りの方法を記載をいたしまして、対象者の皆様に選択をしていただく方法も当然検討をさせていただいたわけですが、事務の内容が非常にわかりにくいということもございます。かえって混乱を招く事態になってはということで、そうした方法につきましてはしなかったということでございます。

対象者の皆様の負担が軽く、口座振替のデータを特に加工する必要がない、1つ目で申し上げましたおわび文のとおりの残額を3期に分ける方法を基本といたしました。これは、まずは一刻も早く、対象者の皆様に対しまして、口座振替に誤りがあった事案を、事実をお知らせをするということがまず重要であったということからでございます。

それから、文書の最後に、御不明な点、こうしたことについては、担当であります税務住民課までお尋ねいただきたいということを書き加えさせていただいたところでございます。

これまでのところで、個別にお電話なり御照会をいただいた方も当然いらっしゃるわけですが、こうしたことに対しましては、先ほど申し上げました方法も含めて、しっかり対応をさせていただき、説明をさせていただいているところでございます。

今後は、マニュアルの作成、それから確認を行いまして、当然でございますが、こうしたような事案が起こらないように進めてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長のほうから大まかに返答をいただきましたが、結局、郵券料あるいは人件費等、余り大きな金額ではないというようなお話かも知れませんが、郵券料5万円あるいは手数料等で7万円、あと職員の5名の時間外があったというように言われておりますが、金額的には大したことはないと思われませんが、それにしても、このようなことが起きる

と、先ほど、最後に申しましたが、当然納税意欲も落ちますし、それから、例えばの話ですが、この金額が全体で614名の金額が幾らになるかわかりませんが、例えば、1億円のこの一括で入る、それが4分の1入るということは、5月に1億円入るものが、結局5月には2,500万円しか入らないということになったわけです、例えばの話。

そうすると、あとの7,500万円がまた3期に分かれて来るといようなことで、当然、町のお金の運用というものが、いつもなら1億円入ってきたものが、それがもし入らなくなれば、あるいは金融機関でまた借りなければならぬとか、いろんな弊害が出てくると思われま。

ただ、振替が、私たち個人が落ちたことは、それは、落ちるといものが、お金は準備して、また3回に分けんにゃならないという、そのことも大変ですが、町としても、住民に大きな迷惑をかけることになると思いますので、このようなことが二度とないように、先ほど町長も言いましたけれども、第三者のチェック体制もなかったといようなことでございましたが、もし、民間でこのようなことがあれば、恐らく、クビになることはないかわかりませんが、かなりな処分もあるのではなからうかといふうに考えております。

まだ、町長の今の返答では、何もないとはいませんが、今からあるかわかりませんが、余り、みやすいことではないかもしれませので、それ相応のことも考えてもらわねば、町民の気持ちがおさまらない部分があるかわかりませので、その辺のこともしっかり肝に銘じていただいて、このようなことが二度とないようにしていただきたいと思ひます。

このことを言ひまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 再三再四こうした事案が起きているわけござひまして、本当に反省ばかりしているような状況ござひますけど、経費のお話ござひました。経費が安いからと、低いからとい気持ちで言ったことではござひませ。少なからず、やはり公費を使わなければならなかつたといことで、これは最終的には町民の皆さんに御迷惑がかかってくるといことでござひますので、これは、お金の多い少ないにかかわらず、そうしたことが絶対発生しないといことを、やっぱり心がけていかなければならぬと思ひますし、何よりも納税者の方の納税意欲をそがないように、そうしたことをやはり第一義的には考えていかなければならぬと思ひます。

それから、先ほどちょっと御紹介もござひました。本来であれば、この今回の全期前納ですから、一度にお金が入ってくるところが一部しか入らないと。金額的に申し上げますと、本来であれば四千三、四百万円入るところが、今回のことで2,400万円程度しか入らない。結局、そのさやが1,900万円から2,000万円と、こういうことになるわけ。

当然、今お話のあつたようなことは危惧をしておりましたから、今、財政のほうも含めて対応

を考えましたが、そこには及ばないということで、どうにか、今回のことで行政の財政運営上は我々が心配して、それから、今議員がおっしゃったようなことにはならないで済んだわけでございますが。

ただ、公費を、やはり幾らか使わなければならなかったということと、何はさて置いても、住民の皆さん、納税者の皆さんに御迷惑をおかけをしたということは紛れもない事実でございますから、ここをしっかりと、これからの事務執行に反映させていただきたいという思いでございます。

○議員（5番 中田 元君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後1時35分休憩

.....

午後1時41分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は3点通告をしておりますので、まず1点目なんですけれども、職員の提案制度についてということで、先般もお聞きしましたところ、提案制度というのは以前からあるということの中で、町政全般におきまして職員からのすばらしい提案が出されてきたのであろうと思いますし、現在も進行形であろうと思いますけれども、その提案・提起につきまして即対応しているもの、そして、政策にはどのようなものがあるかということと、また、その提案が実行されつつあるものもあるでしょうし、既に完成と言うのはおかしいんですが、成果が見られたような事業もあると思うんですけれども、そのあたりをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員、まず1点目の職員提案制度についてということでお答えをしたいと思います。

職員提案は事務改善に対する創意工夫を奨励し、積極的な執務意欲を高め、住民サービスの向上と町行政の効率的運営に寄与することを目的として実施をしているものでございます。

直近での提案の実績数をまず申し上げておきたいと思いますが、平成29年度が18件、平成30年度——昨年度におきましては4件となっております。この2年間の提案件数は申し上げましたように22件でございます、そのうち、庁議等で決定をいたしまして採用させていただいたものが半分の11件ということでございます。

提案につきましては、主に事務の効率化に関するものが多ございます。それから、文書や電子ファイルの整理方法や消耗品の管理方法など、これらの提案についてすぐに対応したような事例

も当然あるわけでございます。政策的な提案ということになりますと、これは一定の協議あるいは諸調整が必要となります。それから、もう一つは、行政なくして民間の方も含めた調整も非常に必要になるような場面もあるわけでございますので、継続審議としているもの、それから一旦見送りのものというようなことで、いろいろ事案についてはあるわけでございます。

その中で、以前、3番議員のほうから新宮住宅、野中にあります新宮住宅、この管理についての御意見があったのを御承知のことと思いますが、実はちょうどその時期、同じ時期でございましたが、職員のほうからも同じような案件についてのこの制度に基づいた提案がございました。今回の新宮住宅のことにつきましては、あどきに答弁を3番議員にもさせていただきましたが、町営住宅化に向けて検討させていただきたいということをお答えをしたと思います。まさに同じような提案の内容でございまして、特にこれは政策にかかわる部分でございまして、そのような作業を進めるように我々のほうからも今指示をし、職員のほうで検討しているところでございます。

このように職員みずから政策的な提案をしているものも実際問題としてあるわけでございます。今後も引き続き職員提案を実施をいたしまして、業務改善あるいは住民サービスの向上に、当然のことでございますが、努めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 提案は29年、30年と22件のうち、事務的な効率化が多かったということなんですけれども、それは実務において、先ほどにもあったように、先ほどの納税のことと関係ないと言えそうですが、いろんなことを事務をやっていくうちに煩雑になっているものをもっと自分たちが住民にわかりやすく効率よくするというのは、こういうのは提案には入らないと思うんですよ。私が言う提案というのは、例えば、そのことによって当然住民生活が豊かになって少ない経費で最大な成果を上げるというふうな提案がどのようなものがあったのかなということを知ったんですけれども、ちょっと残念ながらそういうことはあんまりないようでした。

私は、3月の予算が出ましたけれども、地域商社ということで、それは職員の提案制度で起きた問題なのかなということをおっしゃるんですけれども、そういう提案が出されて、このものが広報にも出ましたけれども、結構な金額を使って社員を派遣していただいたりして、丹後王国から社員を導入してやるという事業なんですけれども、これが提案制度であったのかなという私のひとり合点な思いつきなんですけれども、いずれにしても、そのものを丹後王国から人員を派遣して、もう既に産業課のほうに派遣されてきておられるようなんですけれども、そういったことが、町長が以前から言っておられるように、少量多品目ということの中で、お茶っ葉であったりとか、ラッキョウであったりとか、サフランもそうかもしれないし、ういろうとか等々もやっ

ておられましたけれども、いろんな商品をですね、まず売れる商品、需要と供給のバランスがあると思うんですけれども、そういったものを丹後王国、そういうものを地域商社として販路拡大する。そして、生産者、実際に汗をかく本当に生産される方が所得の向上につながるということが町の全体のGDPの底上げになるのであろうというふうに私はいつも理解しておりますので、その辺で提案というのがあったのかなというふうに解釈しておりましたが、そういったところで、今までにあんまり政策提案的なものがないということの中で、それで実施して、事業の検証とか、休止とか、廃止とか、もっとやれとかということがあるのかなと思っただけでございまして、ちょっとその辺の質問は置きますが、国は今、1,000兆円もの以上の借金をして債務を抱えている。当然、県、町村も財政健全化に大変苦慮しておるところでございまして、健全化を図っていかなくちゃならない延長線上であるということの中で、未来像が見えないまちづくりというのは若者も定住しませんし、ましてやまだ今人生100年時代ということの中で健康な高齢者も多くございますので、そういうところで収入の増につながるようなことをして、丹後王国から来ていただいた地域商社というものを立ち上げるのに当たって、そういうノウハウをいただきながら事業を拡大して、そのことが皆さんの所得向上になって、ひいてはこの町の全体の底上げになるというふうなことをつなげていかれるのであろうと思うんですけれども、とりあえず、丹後王国から来られた派遣された方は今現在どういった作業をしておられるんでしょうか。伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 提案制度の本当に直近のこの2年間の状況をお話しをさせていただきました。それ以前にも当然制度はありましたので、私のほうから御紹介は申し上げませんでした。職員のほうからは政策にかかわる部分も当然提案をしていただいております。これからは職員のほうから自主的な提案が出てくるように、これはまた我々管理職のほうからそのような促しをさせていただきたいと思っております。

それから、地域商社のことなんですが、これは私がこの職につくに当たって施政方針なり、その前の所信表明で申し上げさせていただいたということで、初めての地域商社という活字と申しますか、文字面で私のほうが紹介をさせていただいたんですが、地域商社ということではなくて、それ以前にも職員のほうからは御紹介のあったような少量多品目をこの吉賀町でどうして束ねて町場に打って出るか、そのことは常々政策課題としてあったわけでございますので、地域商社という言葉を使わなかっただけでありまして、そうした思いは職員の担当のところでもこれは間違いなくあったというふうに私は認識をしております。私はそれを今度は形にぜひしてみたいということで、今回、その思いをこの4年間でまずはやっつけようということでございます。

それで、当然これは、最終的には町民の皆さん、あるいは関係する機関・団体の所得向上であ



ったり、収益の増収になって、この町がやっぱり潤う、豊かになっていくというのが私の目指すところでございますし、それが未来像というお話がございましたが、吉賀町の今の未来像は第2次吉賀町まちづくり計画でございますし、当座のところは人口減少対策ということで5年間の総合戦略を打ち立てて、これもそうは言いましても今年度——令和元年度がいよいよ最終年度、総仕上げの年でありますから、しっかり結果を出していかなければならない。今、この4年間、5年目に入っていますけど、確かに結果も出た部分もあります。人口の減少ということで申し上げますと、確かに減ってはおりますけど、総体的に申し上げますと幾らか人口減少率が少なく緩やかになったと。この放送といいますか、ケーブルテレビの放送は当然吉賀町だけでなくして、津和野町の皆さんもこの放映を見られるわけでございます。端的に数字のお話をさせていただくと、合併をいたしましたのが津和野町も吉賀町も平成17年の秋でございましたが、そのときの人口の差、当然、津和野町が多ございましたから、2,000人ございました。直近で申し上げますと千数人になって、一番近い数字で申し上げますと今はそれが1,000人を切って、吉賀町と津和野町の人口の差は九百六十数人にまでなっているという状況でございます。決してお隣同士の自治体の比較ということではなくて、我が吉賀町は人口減少をどうにか食い止めたいということで、これは行政だけではなくて民間も含めてなんです、官民を挙げて総合戦略に一生懸命に今取り組んでいるその成果が今申し上げたような数字ですから、2060年の目標を今4,400人——これは国の機関でいうと、そのときには2,500人台にまで落ちるとい推計でしたが、それをどうにか施策を打って4,437人まで抑制をしようということで今目標を掲げて頑張っていますが、先ほど言ったような状況でございまして、どうにかその目標ラインで推移をしているということをお知らせしておきたいと思っております。ただ、これは数字でございますから、直近のところでお知らせだけでございますから、これをじゃあ未来永劫にわたって2060年まで続くというお話ではありません。ですから、もう気を緩めることなく、しっかり策を打っていかなければならないということではないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長がいつもおっしゃいますように、人口減少が緩やかな減少をたどっているということは私も認めますが、隣町と比べるのも大変いいことだと思います。それに限らず、必要な分だけ必要なところで使えるという地方自治体の財政的な自由度を上げるためにも、町の財政を豊かにすることは知恵と胆力も欠かせない状況であろうと思っておりますから、あることに対して果敢に取り組むことを恐れずにやってほしいということと、地方の課題は多様性とか魅力づくりというのが鍵であろうと私は思いますので、公務員の流動性を高めて地域を担っていくことがこれからの地方の姿であるということをおし添えて、まず1点目は質問を、2点目に移りたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

2点目の質問は、前回に引き続きなんですけれども、六日市学園の支援に単独支援はできないということで、けさほども3番議員のほうからしっかりと質問がなされておりましたけれども、3年後は閉校するという格好になってしまいました。日本語の通訳につきましては、国県の補助ではなくて県の補助では支援ができるというふうに思いますが、他方、病院では、今、常勤の2名の方が欠員となりまして、大変今後の医師確保も厳しい状況であるというふうに思います。現在もここに限らず全国的に、県であったり、市であったり、町村であったりする病院というのは非常に公的病院で専門医とか医師数の不足で科の閉鎖が余儀なくされているというふうな、それをもって赤字の累積が増幅しているという状況の中でございます。そうした中で、これはけさほどの答弁についてもなんですけれども、私がここで、この件につきましてはけさほどの3番議員がしっかりと質問されておりましたので、私はちょっと角度を変えて質問したいと思うんですけれども、いわゆる理事会、評議員会というのが病院で定期的に行われていたと思います。その中で毎回のごとく福祉課長、課長補佐という者が出席されていたのであろうと思います。その会議をたびたびに会議がある都度持ち帰って、町長のほうへは現状の説明とか今後の厳しい状況・運営についてというものを説明してきていたのであろうというふうに私は解釈をしております。そうした中で、11月26日に学園の存続ということで要請書が病院の理事長重富亮、学園の理事長重富亮、両名で提出されましたよね。先方から出された要請書を、提出の段階で何がしの直接の課である福祉課のほうとやりとりがあったのかもしれませんが、要請書そのものが最終的に出すときに、学園側の意思、病院側の意思とは違う修正を求められたと。7カ所の修正をされましたよね。それで、私たちが11月26日にもらった要請書には、国県の制度を活用したということは文言が入ったものもあったんですが、最初は入っていないものを町のほうへ、こうした要請書を出したいんだというふうなことを相談があったというふうに聞いておって、修正の7カ所というのも手元に書類がございしますが、そうした7カ所を修正しなきゃいけない意図的なことというのは、私なりに考えてみたんですけれども、その解釈が間違いかどうかはわかりませんが、例えば、国県の補助制度がないということは、病院の経営者も、学園の経営者も、そんなことは法律ですから120%熟知しておられたというふうに思っております。それでもなおかつ提出に当たって修正を求めたということは、どなたがどういうふうにというまでは定かではありませんからこの場では伏せておきますけれども、ということは、私なりに先ほど言ったように解釈しますと、出せない前提、町が国県の制度を利用してという言葉を入れることによって、ないんだから出さなくても済む、出さない前提ということも考えられます。それで、要請書を出されたほうは、出ないという前提ということは、イコール撤退ですよ。そういう全てを双方の思惑と私は計算されてこういう修正が図られたのかなというふうに、これはうがった見方なんですけれども、そういうことだったんだらうかなというふうに思ったりもするんですけれども、実際問題

としてそういうことがどうなのかなと、私は真相って1つしかないというふうに思います。そうした中で、我々が提出された要請書に基づいて総務委員会のほうで付託を受けました。そして、12月12日に総務委員会を開き、学園のほうから3名、病院のほうから2名、福祉課長出席のもとで我々は勉強会というものをさせていただきました。そういうことで、その中でも、この前の前回の質問のときも言ったように、国県の補助はありませんねというのはその後の話ですから、そういうこともあって私らは12月12日にないのかというのを知ったようなことですが、前段にも言ったように、出されるほうは知っておられたのではないかというふうに思います。そして、けさほどの質問の中にもありましたけれども、2月22日、学園にゼロ回答とした。現在のところは国県の支援がないためにというようなことを理由にゼロ回答ということですよ。外国語通訳については何がしの手当を31年度をもってするということではありましたけれども、そういうことの中でその回答をした。それは議会に一度も町長の口からでも全協を開くとか何とか、その前にですよ、22日までに回答するまでには、議会のほうで付託はされているにもかかわらず、相談するわけではなく、町のトップが判断するわけですから、いいと言えそうなものかもしれませんが、そういうことを回答されたということは、けさほどではありませんが、議会軽視も甚だしいというふうに私も思っております。そうしたところで、その後に、町のほうから理事長のほうへ、面談というか、会談に行きたいということで、直近でこうこうだから来ていただかなくてもいいというお断りがあったということの中で3月6日に理事長と卒業式には話されたという格好ですよ。それにしても、課長は毎回出席しておられて、事実上はつぶさに報告を受けているの途中で11月26日にこの要請書が出た。それから後、3カ月たっていたんですか、4カ月たっていたんですよ、その間、町長は何を考えてどうされておったのかなというのが我々は思うんですけれども、私だったら、トップ会談といいますか、まずは、その話を事情は課長からも聞いておるけれども、どうなんだろう、情勢はどうなんだろうというような話し合いを思うんですよ。その空白の間に定例議会もありましたし、いろんな全協もやりましたけれども、何事も相談もなく、何もなくということですよ。そういうところが私はちょっと解せんところがあるんですけれども、とりあえず、今、一連の日にちまでの回答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、六日市病院についてということでお答えをしたいと思います。通告内容の前段のお話というふうに私は理解しておりますので、通告の具体のところについてはまた後ほどあれば回答させていただきたいと思っております。

要望書の修正の件のお話でしたが、事務方とのやりとりでそういうこともあったのかはわかりませんが、決して、要望書を出していただくその内容が我々行政にとって不都合なもの

であったからそれを修正をしてくださいとか、そうしたことは全くないわけでございます。ある程度は事実関係の確認であったり、そうしたところに及んだのではないかと思います。決して、今から要望書を出していただくというその前段で、受け取る側がその内容について不都合だからということはずないということは申し上げておきたいと思います。仮にそうしたもし誤解があったのであれば、これは事務的なやりとりの中で発生したことでありますので、これはまた大いに反省をしなければならないということでございますが、そうした意思はなかったということは私のほうからも申し上げておきたいと思います。

それから、けさほどもございました2月22日の件でございますが、これは申し上げましたとおり、事務方のほうで検討会をずっとやっております、2月22日の後の2月27日に全員協議会をさせていただきたいと。そのときには、今、事務方のほうで検討会をしている内容を直近の内容ということで御報告をさせていただきたい。そのためには、いわゆる公のものとなるわけですから、要望のあった先方であります六日市学園のほうへ訪問させていただいて、今、一番直近の事務方の内容について、方針について、こうした内容を町議会の27日の全員協議会のほうへお伝えをさせていただきたいがということで、その旨をお伝えに行き、そしてそのことを御了解をいただきたいということでお話しに上がったわけでございます。ですから、当然、町の最終決断でもございませぬし、事務の内容を経過を報告させていただき、そのことを議会のほうへ御報告するという、その御了解をいただきに上がったと。それが担当課長と担当の補佐のほうが出向いて副学校長のほうへお話しをしたというのがそのときのお話でございます。そして、そのときもそうでございますし、後の理事長との懇談の場、意見交換の場でも、最終的には3月の定例会で議会のほうで最終的な結論を出していただくので、そのことを踏まえて町のほうから最終的な報告なり回答を文書をもってさせていただくというのを、これは再三再四申し上げているわけでございます。繰り返して申し上げますが、決して議会軽視でそうした行動をとったという思いは全くございません。

それから、トップ会談のお話でございます。協議の内容がどんどん時間が経過していく中で、ある程度、町のほうの考えがまとまった段階で、これは前段に病院長様であるとか関係の方がこの役場においでになられて、私とか副町長が、関係者が出る中の協議の中で現状についてはぜひ理事長のほうにもお伝えをさせていただきたい、私が出向きますよということはお伝えをさせていただいて、日程調整もさせていただきました。病院のほうを通じてですね。なかなかそのタイミングがとれない。そうこうしているうちに、3月6日でございますが、学園の卒業式があるということで、そのときに理事長がこちらにおいでになる。そのときにそれじゃあまずお会いをしましょうということで設定をされたということでございます。決してトップ会談をしないとか、そうしたことは私も全然思いがございませぬし、それをなるべく早い段階で町の思いをお伝えを

させていただきたいという思いはあったということは御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長の弁明はわからなくはないですけども、社会通念上で申し上げますと、役所の考えじゃだめなんです。社会通念上で言いますと、こういう不測な重要な事態が起きたときには即対応というのが社会的なことなんです。世間ではそういうことなんです。役所というのはどうもそういう順番をなんていうようなことばかりが、理屈が、小理屈が先に立ってだめだというふうに思います。そのことによって、私は、空白の期間でも出されたほうとすれば印鑑をつけて出しているわけですから、決していいかげんな気持ちで出していることじゃないわけですよ。そうすることによって回答を待たれるという思いはあると思いますよ。そうしたことで町長はいろんなことを検討してこういうふうに日にちがたったと言うけれども、それだけ医療という、6,000人の健康を守ろうという、命を守るという危機管理というものが全くもって欠落しておるというふうに私は捉えるわけなんですけれども、これは民間ですから、民間というのは、号外の中にも書かれておりましたように、利益の相反はできないから不採算性の部分はこうですよというのは当たり前なんです。これが民間なんです。民間の経営者の考え方なんです。だけど、医療というものを無視してこの町の形成はできないというふうに私は思う中で、いろんなことの中で、町の六日市病院を存続にではないですよ。考える会の会長の福原さんであったり、内藤先生が前には勤務しておられましたから内藤医師であったり、町内の開業医の先生4名の方、そして社会福祉協議会の会長さん、そんなのが嘆願書を出されましたよね。その嘆願書を集めて3月20日に、それは総務委員会の報告と同時の日に同日で出されたと思うんですけども、そのことも回答書も出さない。議会からも先ほどけさもやりましたが、津和野共存病院の資料と六日市病院からこうなりましたということのを号外あるいは町民周知にしてくださいという要請があったにもかかわらず、町のほうとしては何もしないで来たじゃないですか。それでも町長はあれですか、私は町民の福祉を考えて慎重にと言えるんでしょうか。そういうことが私は大変な大きな間違いであろうというふうに思いますよ。それと、民間の社会医療法人というものがあって、病院ありきなんです。あって当然という安閑とした危機意識が全くない。欠如しておるということの中で、私はありきという中で、意図的に言ったら言葉が悪いかもしれませんが、そういう要請書に対して、出されるほうの側からこういうふうに文言を入れてくださいと、7カ所も。ただ、事務方のほうで誰がやったのかわからないって。ですが、最終的な責任は町長にあるんですよ。わしは下の者がやったけん知らないよというわけには世間は通りませんよ。そういうことの中で、いかんせん危機管理意識が薄いと、それと、人の嘆願書を無視してばかにしておるというふうに、私は非常に失礼な話であろうと思いますよ。我々も何十分の1かの代表者ではありますけれども、そういうところを無視されては困るというふうに思いますし、そ

れと、号外について申し上げれば、よしか6月号ですね、これの病院への財政支援というのが4ページ目にありますよね。そこへは、第4次支援計画、30年から32年、3年間をもって毎年度1億4,421万4,000円、それで第3次計画は30年から毎年度5,000万円というふうに、これをぱっと出されたら町民の人というのは、あら、六日市病院の中にはもう2億円も毎年お金をあげておったんだろうかというような端的な想像といたしますか、そういう見方をされる方が大変多ゆうございます。この1億4,400万円については目的を持って救急医療に対してこういうふうに国からおりてくるものであるとかいうふうな説明がないと、私はいかにも町が我々の税金を入れておるような格好じゃいけないと思いますよ。本当に真水の税金部分は5,000万円じゃないですか。けさの質問でも、過去からずっとやったら19億円という話もありましたけど、それであっても、例えば、国からおりてくるものとか、いろんところで入ってくるものとか何とかかんとかもあつたであろうと思いますし、それが全てを、真水の部分を出したということにはならないんじゃないかと思うんですよ。それで、金額的な数のトリックみたいなことは余り言わないほうが感情的といたしますか、誤解を招くのであろうというふうに思うんですけれども、町長、その辺に対してどういうふうに思われています。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろお叱りを受けるわけでございます。これは甘んじて受けなければならない。それが私の役目でございますから、それを否定するものではございません。それから、いろいろそのやりとりのことであつたりあるわけでございますが、これは私がまだ政治家として未熟な部分だろうと思います。それは私がこれからしっかり勉強して努めていかなければならない部分だろうと思います。

嘆願書のお話がありました。関係者の方から連名で嘆願書をいただきました。時期こそ少し遅くなりましたけど、内容についてはこれまで号外で出させていただいた内容、それからこの議会、あるいは全員協議会でお話しをさせていただいた内容と寸分の狂いはないというふうに私は考えております。これからその嘆願の内容をしっかりと実現できるように、けさほどでも申し上げましたが、病院の将来のあり方について協議をさせていただきたいという思いでございます。

それから、号外のお話でございまして、病院に対する財政支援のお話がありました。今回の学園、六日市病院との中のやりとりで、とりわけ病院への財政支援ということで今行っております第4次支援計画、それから緊急支援計画についても情報提供をさせていただきました。御紹介ございましたように、第4次支援計画につきましては平成30年度から平成32年度まで——令和2年度まで、それから第3次につきましては同じく30年度から令和2年度までということで1億4,400万円と、それから5,000万円、ですから、単年度では1億9,400万円、それを3カ年と、金額はそういうふうに載せさせていただきました。その上にはしっかり特別交付

税の制度を活用するというふうに書いてありますから、当然、町が——特別交付税も真水なんですけど、交付税ですから、いただきますけど、決して町だけではなくて、国の発した交付税という制度も活用させていただいて財政支援をしております。特に不採算の部分についての交付税でございますから、それに対して一旦町に受けて、それを今度は六日市病院さんのほうへ補助金として支給をさせていただく。それとは別に設備・施設等が非常に老朽化しておりますから、向こう3カ年間、単年度5,000万円で1億5,000万円の緊急の財政支援も第3次でさせていただくということで、そこは我々とすればちゃんと号外の中で説明をしているところだと思いますので、そのような誤解があるような記載は我々はしていないというふうに認識をしているところでございます。まだまだ足らずの説明がもしあるのであれば、これはこうした場でもそうでございますし、特に住民の皆様の代表としてこの議会のほうへ出席をしていらっしゃるわけでございますから、我々が説明をした内容等につきましては、また議員さんのほうのそれぞれの議会報告なりがあらうかと思しますので、支援者の方、それから住民の方、お近くの方にそのことを伝えていただくというのもお願いをぜひさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は号外に出されたこのあれですね、1億4,000何がしというのが、我々は若干そういう書面を見ています。行政側はもちろんです。でも、多くの特に女性といったら私も含めまして、そういうことを思わなくて、その上に書いてあることは私も読んでいるわけですからわかりますよ。そうして説明しているんだけど、そうなのというだけで、ぱっと見がこういうふうに捉えていますということを私が申し上げておるわけございまして、その辺でそんなにこうなのということにもつながりますよということを申し上げておるわけですから、町長も理解してくださいませ。町長はその文書を見ているわけですから、いつもということでしょうけれども。

それと、先ほど言いましたように、いろんなことが全体的には町長の責任問題になるんだということの中で、当然、これだけの日数がかかったことについては、町長は町長のお考え、町のいろんなことの中で日にちを要したのであろうという理解をしてあげたいんですけども、それにしてもこうだなということが思う中で、私は別な意味で、ほかに医療を担っていただける手腕やそういう提案ができるという何か持ち合わせておられるのかなというふうにも感じたわけなんですよ。要するに、今、もう学園は3年後には閉校するということは、いわゆる覆水盆に返らずですよ。そして、今後、どのように住民の福祉を守るかという上において、例えば、先ほど、けさのあれでもありましたよね。選択肢は3つあるという中で、現状維持した病院を運営していただく方法、それと公立、あるいは公的民営とかいうふうなこともありましたよね。そういうことを想定できるわけですよ。今、現状がもうそんなに長い年月ではないと思うんですよ。そうす

ると、1年、2年、3年というのはあっという間に過ぎると思うんですよね。そうした中でいろんなことを今後3つの選択肢の中で、例えば、そういうふうな運営をしなくてはいけないであろうということも想定外じゃないんですよ。そうすると、町はそのことによって津和野のようになるのか、あるいは、あのものを買い取るという津和野の病院債を借りるのがあるから、30億円になるとか、いろんなことが試算があるでしょう。そうすると、病院債を借りるのがいいのか、そういうことによって特交があるのか何とか、そういうふうなところまで試算をしておられるのかどうかというのを一度ここで——今現在、そういう案が全くないということはないと思うんですよ、トップが。ということは、そこら辺をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、これは5月6日に町長も、健康福祉部の部長の吉川さんというところへちょこちょこ課長も行かれるんだと思うんですけど、県政の針路ということで部局長インタビューというのがありますよね。その中で、非常に今後の病院運営というのが厳しいという中でいろんな方法論がここに、町長が先ほど言ったようなことがちゃんちゃんちゃんと書いてあります。それはそれとしまして、非常にどこも病院運営というのは苦慮しておられる中で、先般は益田赤十字病院と津和野町が医師の派遣とか在宅充実のために協定されましたよね。それと同じく、同一のように、江津の済生会病院と医師会がいろいろなことをして都会から勤務医やら、兼務やら、開業医さんとかが一緒になって新制度を設立したというふうに、本当にどこもいろんな知恵と工夫と労力とお金をかけてやっておられるんですけども、何回も言うようですが、病院ありき、あって当然じゃないわけですから、その辺でありとあらゆる2年先——1年、2年というのはごそごそしておったらすぐ来ますので、その辺で町長はどういうふうな構想と言うのはあれなんです、お持ちなんでしょうか。お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） その構想を今からつくるために、病院、それから行政、そこへ島根県にも参画をしていただいて、今からその話を進めていきたいということでございます。私の行政のほうと病院さんとは幾らかその辺の合意はできているわけでございますが、島根県の関係部局にそこへ参画をしていただきたいというのは言ってみれば私だけの思いでございますから、それをこうした場でも発言をするということになれば、まさにその前段で県のほうへお話しをさせていただいて御了解をいただかなければ、私の思いだけでこうしたところで本当に重たい問題でございますから発言をすることができないということで、3番議員のときにお話しをさせていただいたように、先週の金曜日の4時過ぎから知事のほうへ、わざわざ時間をとっていただいてその要請をし、そして、その御了解をいただいたということで、そこを発言させていただいたということでございますから、財政の推計とかのお話もございましたが、これは本当に並大抵の作業じゃございませんから、やはり関係者が集まってしっかり協議をさせていただくと。その協議をまさ



に今から始めさせていただきたいということでございます。

それから、県の担当の部長のお話もございました。恐らく山陰中央新報のこの記事だろうと思いますが、行政が施設を提供し、運営は医師に任せたり、病院を公立化して、給与も行政がもったりということは、やり方によっては可能だという、この発言だろうと思いますけど、これが、まさに公立化であったり、公設民営、指定管理制度のお話ではないかというふうに、私は受け取っております。

そうした可能性といたしますか、選択肢もあるということで、そこも追及をさせていただく。まさに、将来の六日市病院のあるべき姿を、これから関係者と一緒に検討させていただきたいということでございます。

それから、江津のお話とか津和野のお話がございます。津和野はああして、津和野町と日赤さんとで連携協定を結んで、今度は経営のほうにも幾らか日赤さんに参画をしていただくということでございますし、それから、江津は、これは済生会病院が、これもやはり大変でございますけど、済生会病院と市内の開業医のグループの方が協定を結んで、いわゆる施設設備を共有しながら、開業医の御子息の方が新たに開業するときに莫大な経費がかかる分をどうにか抑制をしているということ、メディカルネットワークというものをつくって法人化されましたが、そうしたことをやっていきたいなということで、新しいそのシステムを構築をされたということでございます。

本当に、いろいろな方法があるわけでございますので、特に先行事例がたくさんあります。ですから、それじゃ吉賀町がその先行事例の中に、どこにやっぱり一番近いところで糸口が出せるのか。それから、そうじゃなくて、全く新しいものをつくらなければならないのか。そうしたことも含めて、これから病院、行政、そして県も一緒に参画をしていただいて、しっかり検討をさせていただきたい、そんな思いでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） これだけ町を揺るがすような大きな難題といたしますか、ということは並大抵のことでは済まないというふうに思いますから、1つの概念を持って、お金についてはどういうふうな形があるかどうかは、それは行政のほうにされることでありまして、時と場合によったら法定外税収というようなことも考えざるを得ない時代が来るかもしれませんよ。

そうなると、多くの町民の皆様には御理解をもらうということになると、つい1年や2年は日数、年数を要するということを町長、よく申し上げておきますので、そのつもりで予定を組んで取りかかってほしいというふうに思います。

あとは、3点目なんですけれども、七日市の火災についてということなんですけれども、先般から、被災された方には大変お見舞い申し上げますとともに、ボランティアの皆様には大変感謝申

し上げます。

2 2 軒に及んだ大変な大火事でございます、原因はわかっているんでしょうかという、原因があるから起きたわけなんですけども、その辺のところと、やはり何ていいますか、告知放送をですね、これは先ほども話が出ていましたから、二重も三重もなるんですが、やはりサイレンで行ったときには九百何番地なんてピンとこないわけです。そういうこととか一連のことを、益田広域消防との関連がありますから、よくよくよう会議をされて、詰めて、本当にどうあるべきなにかと。守秘義務も個人情報もないんですよ、そういうときには。急場のときは急場のようにと。というような、これは昼間だったから、まだよかったですよ。あれ、夜だったら、本当に死者が出ていましたよ。そういうことを想定すると、財産を失う上に命まで失うということにもなりますので、その辺のところは、ぜひとも緊急の早急な課題として、まさに、この前、お礼に町長行かれたわけですから、向こうからもお見舞いに来られた、消防本部もね。そういうところで肉づけをして、きちっとした詰めをしてほしいと思います。

それと、出火の原因はまだはっきりしないわけでしょう。そうすると、やはり住民の義務といえますか、その辺のところもある程度周知していかなきゃいけないと思うんですけども、当然今、野焼きをするときには消防署に行ったりとか何とかということがありましたよね。そういうことを、やはり義務化をしていかなくちゃいけませんし、火事というのは消火してから6時間後に出火した場合は、その火元ということになりますから、法的に言ったら。そういうところとか、消防署へ届けるとか、密集な建物について電気をきちっとするって中電に届けてこうするとかというふうなことをしなきゃいけませんし、今回の火災は消火栓がわからなかったと言うんですよ。消火栓がやっとわかったら、さびついてふたがあかない。今度これ、水をこうこうして出すのがだめ。私も現場おりましたから、ホースをつないでも、民間人が1人で支えておられる、何て言う、この程度しか出ません。圧がないから、ぷくっとふくれんわけですよ、ホースが。挙げ句の果てにホースが1年中、こうこうこうしてあるから、途中でピンピン漏れたりということがありましたから、その辺を全体的に含めて、これ、大きな、吉賀町にとっては禍根を残した事件、事件といや言い方が悪いんですが、あったんであろうと思います。

そういうことをいろいろ反省を踏まえて、今後は一切、一切といえばあれですが、こういうことが起きないことと、起きた場合にはどうするというを明記できるように、町長、最善の策を考えていただきたいというふうに思いますので、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、七日市に大火についてお答えをさせていただきます。

まず、原因でございますけど、消防と警察のほうで見聞されまして、もう焼失をした規模については公表されました。

ただ、原因につきましては、我々が関知するところではありませんし、ものではないので、これまた、しかるべきときに何らかの方法であるのかなというところで、今の段階で、この場で、私はその原因についてお答えをする立場にはないというふうに思います。

それから、告知の放送、ほかの議員さんのほうからもいろいろな御指摘をいただきました。そういったことにつきましては、今、消防団のほうで、早速、5月の21日だったようでございますが、そうしたことも含めて本部会、そして、今からは幹部会を招集させていただいて検討させていただくということでございます。

それから、これは消防団のことでございますが、今回、この火災で本当にたくさんの教訓をいただいたと、私は思っています。ですから、起こってしまったその結果は仕方ありません。これから、今回のことを教訓にして、どうしていくのかというのがむしろ大事だということでございます。ちょっと、私の私見を申し上げたいと思うんですけど、私は、ぜひ、今回の火災に係る関係者の意見交換会をやらせていただきたいというふうに思います。これは、今こうして申し上げれば、今度は関係する部課は特に総務課になりますけど、そちらのほうがどういうふう動くかということもございしますが。

ああして5月12日に発生した、本当に例を見ないような火災でございましたので、そうしたものが今から起こらないということ、それから、仮に、不幸にして起こった場合には、その被害は最小限に抑えるということ、それから、消火後においては、どういうふうにして復旧・復興を遂げていくのか、こうしたところを、今回のことをいい経験にして、私は意見交換会をぜひやらせていただきたいなと思っています。

まずは、やはり、いろいろな案件、御指摘のあったような課題の抽出をやっぱりしなければならないと思いますし、それから、検討する部分とすれば、再発の防止策、ああした火災が起こらないためにどうするか、それから、発災後、火災が発生した直後にどうするか、それから、もう一つは、今度は一番大事なものは、生活の再建をどうしていくか、こうしたことについて検討していかなければいけないんだろうと思います。

今、私が想定している、いわゆる参加をされる方でございますけど、当然行政もあります、それから自治会もありますし、それから被災をされた方、当然、貴重な御意見をお伺いしなければなりません。

それから、あとは常備・非常備消防団であったり広域の消防、それから分遣所、それから警察であったり、それから、あと再建ということになれば、社会福祉協議会であったり、それから本当に現場の瓦れきの撤去等に御支援をいただいた建設業協会の方であったり、それから建築推進協議会の方であったり、本当にあらゆる方に参画をしていただいて意見交換会をさせていただきたい。できれば、7月中ぐらいには、そんなことも1回やってみたいな。

今、被災をされた方は日々の生活が本当に一生懸命のこの時期ですから、少し、やっぱり時間を置かなければならないかと思いますが、幾らか準備をさせていただきながら、7月中ぐらいにはそうした意見交換会をさせていただきたいと思います。

当然、被災の振り返りもしながらということですが、できれば一番効率がよく進むのはワークショップですから、今、申し上げたような方にお集まりをいただいて、それから、申し上げましたような内容についていろいろな意見を出していただいて、しっかりお互いが検証をさせていただいて事実確認をしながら、今からのあるべきことをしっかり共通理解を持って対応していく、そういうことにぜひできればということで、これは私の私見ですが、可能であれば、担当課のほうで検討させていただきたいということですが。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長の私見でそういうことをされることは（ ）でもございます、大いにやっていただきたいというふうに思います。

ただ、今回の火災については、あとの対応が、火災の起きた直後、もう、そのときの対応の、それは不慮の出来事という不意なことです。訓練も何もありませんからやむを得んとはいいましても、統一見解がばらばらでなっちゃおらんと。役場の職員が行っておられたと思うんですけども、地元の者はもう一生懸命ですから、「ああ、職員がおらん、誰もおらん」というようなことで、ばらばら意見が飛び交ってしまして大変なことだったんですが。

それと、早速、処理については産廃の費用の上限を設けてやられたということは今後にも反映するということですからいいんですけども、ただ、素人が一般廃棄物、産業廃棄物というようなこと区分ができませんし、その辺で右往左往するうちに、ある1軒の方がけがされていますよね。そんなことも起きたりしましたので、その辺のところ、統一見解は早目に出してあげるといふこと。

それと、やはり今、本当あのあたりが、町でいうと一等地ちやあいやへんですが、目抜き通りなんですよ。再建というのが、1軒か2軒は再建ということを知っていますが、あとはどうもというようなことを聞いておりますので、なんと七日市地区は寂しいことになるなというようなほうもあります。これは、民間の使用のことですから、町が介入することはできませんけども、そういったあたりが、今後も連担地に起きないように工夫というのをまず第一にしていくのが行政の仕事であるし、住民の1人ずつの認識、知識の問題もありますけども、双方でそういうことが起きない努力をする。起きたときにはこうするというのを申し合わせて、早急に対応して、町が再興できるように、私どもも頑張りますけども、町のほうでも頑張りたいということをお願いしまして、一言、町長、私はこうですということがありますれば。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 残り時間が少のうございますので端的に申し上げたいと思いますが。消防の方、本当に一生懸命消火活動に当たっていただきました。津和野町の消防団の方にも出ていただいたと。

ただ、あのさなかでございますので、いろいろと不手際があったのも、私の耳にも少なからず入っております。そこを、今、消防団のほうが間違いなく総括をされるんだろうと思います。職員の対応についてもしかりでございます。

その日の夕刻4時にやっと現地へ対策本部を立ち上げたということで。といいますのは、職員の中にも、管理職も含めて消防活動にほとんどの人間が当たっておりましたので、そうした体制がとるのが少しおくれたということで、これは御理解をいただきたいと思います。

経費の問題につきまして、今回のこの補正予算で上程をさせていただいておりますので、これから後、また補正が出る可能性も当然あるわけでございますが、まずは初動体制を我々はとりたいということでお願いをした案件でございますので、ぜひともよろしくお聞きをしたいと思います。

それから、被災者に対しての情報提供なり、特に、これから生活再建ということになりますと社協であったり、特に、役場でいいますと福祉のセクションであったり、そうしたところが、やっぱり寄り添っていかねばならないわけでございますので、しっかり対応させていただきたいと思います。時間を少しオーバーしました。

○議員（9番 河村由美子君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問が終わりました。ここで10分間休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時51分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。6番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。

まず初めに、農業問題で、歴史ある町内農作物に目を向けた農業政策をとということでお聞きをいたします。

町長は、ことし3月議会の施政方針の中で、水田農業は国による生産数量目標の配分がなくなり、産地みずからの判断に基づく需要に置いた生産に大きく政策転換された。農業委員会制度についても大幅な見直しがされ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進が制度化された。来年度には、ことしのこと

ですが、農地中間管理事業等の見直しが検討されており、国の農業政策の転換がさらに進む状況にある。町においても、実効性のある人・農地プランへの見直しに向けて、農業委員会、農地中間管理機構など、関係機関と連携して、地域の活発な話し合いを促す取り組みを進めていく必要がある。米政策の見直しが進められる中で、集落、農地を維持していくためには、農家の収益力の向上を図ることが重要であり、リースハウスを含め、水田活用園芸の推進についても県と協議を進めながら、方策を検討していくと述べています。長い行になりましたが、そこで、昨年、平成30年になりますが、昨年から米の直接支払交付金、10アール当たり7,500円がなくなったことにより、水稻の生産者は大幅な減収になったと、経営に大きな影響を及ぼしていることを嘆いておりました。町長は米の直接支払交付金がなくなったことが生産者にどのような影響を及ぼしていると考えるか。まず、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の歴史ある町内農産物に目を向けた農業政策をということ、まず、お答えをさせていただきたいと思います。

米の支払い交付金につきましては、平成29年産で制度が終了しております。平成29年産の交付対象者は221件で農地面積は1万8,331アール、額といたしましては1,374万8,000円余でございます。生産者による対象面積が、これはばらつきがございまして、4アールから1,682アールの範囲でばらつきがあるわけでございますが、これを一時的な計算でございますが、平均いたしますと、1件当たり83アール、金額で申し上げますと約6万2,000円の交付となっているところでございます。この米の直接支払交付金なくなったことで、当然ながら、主食用米生産者の経営への影響は出ているわけでございまして、特に、規模の大きい経営体ほどその影響は大きくなっているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） やはり大きい生産者ほど影響が大きかったという現状についてお聞きいたしました。そして、先ほどの施政方針の紹介をしましたが、ここで農家の収益力の向上を図るということで、その対象としてどのような生産者で何人くらいを想定しているのか。本定例会には農業用ハウス等リース支援事業費補助金570万円が補正予算案に上がっておりますが、これ以外も含めた対象についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、農家の収益力の向上を図る対象者についてでございます。具体的な方を特定しているわけでは、当然ございませんが、形といたしましては、認定農業者、それから認定新規農業者、集落営農、あるいは人・農地プランに位置づけられました地域の中心

となる経営体などには、特に収益の向上が必要だと考えております。なお、人数のお問い合わせもあるわけですが、これにつきましては、今、申し上げましたような規模によりまして、当然、左右されるわけですので、一律的あるいは一概に、その人数について申し上げる、お答えをするのは難しいかと考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 人数については、今、特別御答弁がありませんでした。

その次に、ここ数年のことですが、吉賀町は先ほど質問の中にも幾つか農業問題が出ておりましたが、吉賀町はラッキョウ、薬用作物のサフラン、有機茶、売れる米づくりに力を注いできた認識をしておりますが、一方で、吉賀町の主要な農産物として、米、ミニトマト、ワサビ、栗、シイタケ、そして新しく出てきた有機野菜であり、歴史を持つ作物は技術の蓄積もあり、一定の収入に結びついてきたというふうに考えます。ただし、米につきましては、小規模の生産者、収入よりも経費が上回るというような実態も多く聞く状況もあります。

改めて、町として先ほど紹介をした農作物、これに目を向け、生産拡大につなげていく。こういうことについて、町としてどのように考えるか。これらの作物生産に係る課題、問題について、町長はどのように問われているか。生産拡大に力を注ぐことについての見解をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 比較的歴史の浅いといえますか、例を挙げていただきましたように、ラッキョウであったり、それから薬用作物のサフランであったり、有機茶であったり、当然、売れる米づくり。ここよりも、むしろ質問の主眼は歴史ある農作物についてのお問い合わせだろうと思いますので、そこらのほうに主眼を置いてお答えをさせていただきたいと思います。

今、申し上げました吉賀町の主要な農産物、特に歴史ある農産物、生産物につきましては、高齢化による担い手不足等の要因によりまして、年々、生産量が減少しているわけですが、近年、ワサビにつきましては、水ワサビから畑ワサビへの転換が図られ、新規就農者を中心に施設による生産も拡大してきております。また、水田を活用して、農家所得や農業生産力の向上を図っていくことを目的に、島根県と連携して園芸作物の導入実践の事業にも取り組むことを考えております。

そのほか、本定例会の予算にも計上しております農業用ハウス等リース支援事業を新設いたしまして、自営新規就農者の初期投資を軽減し、地域の中核的な経営体の育成もはかってまいりたいと思っているところでございます。

今後におきましても、昔から生産されてきました作物、それから新たにブランド化を目指す、冒頭申し上げましたような作物でございますが、それから水田活用、園芸作物の生産拡大が図ら

れるように努力をしてまいりたいと思います。

なお、作物生産に係る課題、問題についてでございますが、総じて、いろいろな問題、課題があるんだろうと思いますが、私はやはり総じて言うなら、後継者、担い手のことであつたり、それから条件整備や経済状況、さらには営農指導であつたり、経営力であつたり、さまざまな要因が複合的に積み重なって、今回のような現状になっているのではないかというふうに思っています。そこをやはり少しずつですが解決をしていかないと、歴史ある農産物であつたり、それからブランド化を目指す農作物もそうでございますが、明るい展望は開けないんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のところで、課題、問題の部分で、町長は後継者の問題、また、営農の指導の問題を述べられました。ところが、現状において、営農指導の体制は、僕の知っている範囲ではありますが、ありません。

先日もIターンの方にお話を伺っている中で、就農をした後、その後のやり方について、なかなか相談をしていくことがない。技術的な相談等はするところがあつても、営農という面では生産者の判断で行わざるを得ないということで、もう少し営農の部分、相談できる窓口でもいいので、何とかならないのか。そういう御意見も伺っております。

そういうことで、先ほど答弁もありました営農指導ということについて、町長はこれから吉賀町がどういう形で営農指導にかかわるか。私は役場の職員が営農指導を直接行うということ余り期待をしておりません。なぜかということは置きますが、営農指導をできるところとのコンタクトをとる、そういうポジションを役場の中に設けるといことは可能ではないかというふうに考えますので、営農相談の件について改めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御指摘のとおりでございますが、営農指導が足りていないというのは、決して否定するものではございません。やはり、特にといいことでお話がございましたが、就農後のところのフォローが足りないということでございました。そのためには相談窓口がしっかり、ここですよということがはっきりしていないといけないということもございまして、それを本当は役場の職員がすればベストだろうと思います。一番近いところにいるわけでございます。理由はあえてということでございますが、やはり現在おります職員に、そうしたスキルなりがないというのも一つの要因ではないかというふうに思っております。なかなかそれを今から熟練をさせて、職員を育て上げるという方法もあるかと思いますが、それにはやはり時間がかかるということでございますので、今、御提案もございました何らかの相談をよそへ投げかける、それから連携をしていける機関であつたり、団体であつたり、そうしたところを紹介する、コンタクトをと



れるようなポジションというお話がございました。産業課の中で、そのことにつきましては、また検討させていただいて、可能な対応をこれから模索をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 御検討をお願いしたいと思います。そのときに、役場のほうから、ここという特定のところだけではなく、幾つかの選択肢を持たせた中でのコンタクト先、相談先を提案するというのも、ぜひ一緒に考えていただきたい。といいますのは、やはり人間同士ですから、合う、合わないの問題もございます。本当に一生懸命相談に乗って頑張っていただけでもありますし、若干、疑わしいと思われる方もおられるというふうには感じておりますので、選択肢を持ったことを同時に検討していただきたいということだけ述べて、次に移ります。

産業課では、毎年、水田の作付計画を水稻生産実施計画書という形で生産者などに出してもらい、転作や水稻の作付などの利用の状態を見ております。この計画書の集計を行ってみると、休耕田や自己保全管理で何も作付しない水田の面積が2013年、平成25年ですけど、87ヘクタール、そして、昨年が113ヘクタールと、5年のうちに26ヘクタール、3割もふえております。

農林業センサスというものが5年ごとに行っておりますが、この中で、農地の面積等も出されております。ここで出されていたのが水田の耕地面積が725ヘクタールとなっておりますので、耕地面積に占める、先ほどの休耕田等の圃場の面積を見ますと、12%から16%、4ポイントも上昇していることとなります。

一方で、耕作されない水田面積が減った2013年の前年は、米価が2005年以降で一番高かった年で、さらに水田の個別所得制度による反当たり1万5,000円の交付金がありました。先ほどの農林業センサスで、吉賀町で販売を行う563の農業経営体のうち、2ヘクタール未満の耕作者が507戸となっております。全体の9割を占めます。そして、2ヘクタール以上の耕作者が56経営体、10%となっております。

多くの農地を耕作する経営体から、そうでない農家も、農地を守っている担い手です。荒らさないように耕し、草を刈り、本当に真剣に努力をされています。そうは言っても、年々、耕作されない農地がふえ、ことしはより多くなっているのは現実ではないでしょうか。耕作されない農地をふやさず、減らすために何が必要と町長は考えるか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 不耕作の問題でございます。具体的な数値をお示しをさせていただいて、御説明があったところでございます。

当町でも年々、耕作されない農地がふえているわけでございますが、これは農産物価格の低迷、

耕作者の高齢化や担い手などの労働力不足、鳥獣被害の増加など、さまざまな要因が考えられるわけでございます。近年はスマート農業、いわゆる賢い農業と言われていますが、こうしたことなどの効率化が可能な技術なども出てきているわけでございますが、小規模農家ではなかなか実際問題として、まだ手が出せない状況ではないかと思っております。

農地は地域の資源として地域の実情を踏まえ、その地域で合った対策が必要であるために、地域で話し合いを進めていくことが重要だというふうに思っております。農地を守るためには、水路など、周りの環境もあわせて考えていかなければなりません。町内でも立河内地区、それから真田地区、それから朝倉の坂折、吉原地区などでは、地域で話し合いがなされまして、法人化や認定農業者を初めとする担い手に集約することで、地域の農地を守る取り組みが進められているところがございます。吉賀町といたしましても、国、県の施策も取り入れながら、地域の実情を踏まえた不耕作地をふやさない取り組み、こうしたことを関係機関あるいは団体と連携して、積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） スマート農業のような小規模な生産者では、なかなか手の出せないものの御紹介もございました。私どもの営農組合、以前も紹介しましたが、作業受託型の営農組合であります。対象としている組合員の所有する農地を合わせても15ヘクタールほどです。そういうところでは、なかなか取り組むのは難しい。そういうものでありますので、今、吉賀町内で、じゃあこのスマート農業、本当に取り組めるだろうか、そのような感情を持っております。地域での話し合いの問題にいたしましても、例えば農業法人をつくるかということであれば、また違いますが、水路や農道の維持、これらを守るための制度もございます。町の予算にも計上をされておりますが、これらを実施しようとするれば、相当の事務量、ことしから事務量、また大幅に減らしたという状況が言われておりますが、そのことについて、じゃあ生産者のところに制度的にも変わってきていますよというような情報が流れてきているかということ、関心を持って見ているところでない、なかなか制度的に使いやすくなったというようなところも見出すのが結構大変であります。

そこで、私は農作物、特に今、現時点においては、米の問題でありますけれども、国が価格保障と所得補償で農家を支えるという政策に、一旦は動きかけて、今、またなくなってきておりますが、そういうことをしたときに、先ほど紹介したように、耕作されない農地は減ったという事実も町内にあります。このように、国が価格保障、所得補償で農家を支える政策に転換をすることを町長は望むか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の御質問は、農家を所得、それから収益の部分でどのような形で支え

るかというお話だろうと思います。平成29年の3月でございましたが、吉賀町議会定例会で、米の所得補償交付金の復活を求める意見書が可決されておりますが、米価の上昇、安定がなかなか見込めない現状におきましては、農家所得の安定につながる、何らかの国の新しい制度が望まれるのではないかとこのように私も考えているところでございます。

今回の御質問につきましては、具体的に価格保障と所得補償との組み合わせで、再生産が可能な農業収入、これを補償する趣旨であるというふうに私は理解させていただきました。制度の名称自体に、私も名前にこだわるわけではございませんが、やはり食料の確保であったり、それから地域経済、さらに、特に今、言われておりますのは、環境と国土保全、こうしたことも大きく叫ばれている。それが29年、先ほど言いました議会のときに意見書が採択された、その内容ではなかったかというふうに理解をしているところでございます。

そうしたことのためには、やはり農業経営が持続できる条件整備が必要なんだろうと思います。ですから、農産物の価格を一定基準担保するというのと、もう一つは所得を補うということは私は必要な制度ではないかというふうに思います。先ほど申し上げましたように、名前にこだわるとか、システムのよしあし、いろいろあるんだろうと思いますけど、これは検討に値する内容ではないかというふうに私は考えているところでございます。

それから、御紹介もございましたけど、米価が下がる部分と、それから翌年の不耕作の部分が、結局、相反比例するというお話なんだろうと思いますが、現実問題、数的にはそうしたデータも恐らくあるんだろうと思います。であれば、そこには何らかの生産意欲なるものをお示しをすれば、農家の方、特に米をつくっておられる方は、そこにお答えする準備があるという、それは裏づけなんではないかというふうに思っていますから、国がどうした形で制度設計するのかわかりませんが、そこはしっかり注視をさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そして、今、御答弁もありましたが、注視をするということですが、残念ながら、国はアメリカを初め、ヨーロッパ等との農産物の関税をどんどん下げる、そういう方向で動いているのが現実です。そういう中で、大変厳しいことだというふうに思いますが、地方からそれではだめだという声のいろんな形で上がっていく。そのことが、やはり求められているというふうに強く感じておりますので、ぜひとも町長におかれましても、積極的に地方の現実、そして吉賀町のように農地の集積という点では、なかなか進まない地域もある。そういうところも国を守っている、そのことを積極的にアピールする。そのことは吉賀町の生産者を守る上で激励につながるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども御紹介をさせていただきましたが、29年の3月に意見書も採

扱をされておりますので、当然、そうした意見反映をさせていただくような機会があれば、しっかり声を出していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、先ほど不耕作の問題で、いろいろな要件があるけど、その一つに後継者とか担い手の話もさせていただきました。つい先日、二、三日前だったと思いますが、島根県が集計をしたら、島根県内の農業集落の中で担い手の不在が約26%、ですから4分の1いらっしゃるということで、この箇所数だけでいっても1,090カ所ぐらいあるんだというお話が報道されました。それに対して島根県も今、本腰を上げて施策を展開するというところでございまして、当面、向こう5年間で215カ所を不在者、担い手の解消をしていくんだというような目標を掲げられて、大きく記事に出ておりましたので、我々をしては、まず、そこも期待をさせていただきますし、御指摘のありました吉賀町の現状をしっかりとしかるべきところで声を出していくということは申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に入ります。柿木地域における公共施設のあり方のスケジュールはということでお聞きをいたします。

町長は、ことし、先ほど紹介した施政方針の中で、柿木地域における公共施設のあり方について、庁内検討会での検討結果を取りまとめた報告書が提出されたので、この報告書をたたき台として検討を行い、町としての考え方、方針について、柿木地域振興協議会を初め、関係機関へ示し、意見を伺うと述べております。先ほどの御答弁の中でも、ちょっとその点について触れておられました。

そこで、今後の具体的な整備までのスケジュール、この整備といいますのは、施設をやりかえる整備もありますれば、若干の手直し、この検討会から出されたものでは、案がたくさん上がっておりますが、どれということではなく、お聞きをいたしますが、スケジュールについてどのように考えているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、柿木地域における公共施設のあり方のスケジュールについてお答えをさせていただきたいと思えます。

かねてからの懸案事項でございました柿木地域における公共施設のあり方についてでございますが、庁内各関係課で構成いたします検討会を設置いたしまして、今年度4月までに合計10回の検討会を開催させていただきました。この10回といいますのは、正式に会を開いたのがということでございますが、それに至るまでは、当然、それぞれの原課であったり、担当者同士の会議は、この数より膨大な数があるということは御理解をいただきたいと思えます。現在、報告書が最終案として示されまして、今、庁議において協議を行っているところでございます。

今後の具体的なスケジュール等の御質問でございます。今月、柿木地域振興協議会に報告を行いまして、御意見をいただきたいと思ひます。その御意見を集約をさせていただくということが、当然あるわけでございますが、現状の中で申し上げますと、今年度中には町としての方針を決定をさせていただきたいということでございます。その後のスケジュールとなりますと、実際、今度は具体の整備方針。ですから、例えば解体をする、それから新築をする、修繕をする。こうしたスケジュールになるわけでございますが、これは町内の施設全体からの視点、それから、もう一つは、やはり何と言ひましても、財政事情を勘案をしなければならぬというような、非常に難しい問題もあるわけでございますので、その後のスケジュール、整備等のスケジュールにつきましては、いろいろな状況を判断する中で計画的に推進をさせていただきたいと思ひております。当面、町の方針を決めるのは、できれば今年度中にとひうことで、今、想定をしてるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今年度中に決定とひうことで、この決定とひうのは、幾つかの案の中からどれかを選択をするという趣旨でお聞きをしてもよいか、お伺ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、事務方のほうから庁議のほうへ、最終的な答申案とひうことで、今、報告を受けて、その内容が今、庁議のほうで精査なり、協議をしてるという状況でございますが、それぞれ、施設が数多くあるとひうことで、やはり単体で考えるべきところと、複合的に考えなければならぬとひうこと。ですから、1つのところを解決をするためには、ほかの施設も動かさなければならぬ。逆に、複数の施設を考えるときには、残った1つはどうするかと、いろいろあるわけございまして、今、答申の案の中では幾らか選択肢を、原案を示させていただいて、この場合はこうだ、この場合はこうだ、その場合に至ってはこうした問題、課題がある、将来的にはこうした展望もあるんだとひうようなことを、今、取りまとめをしていただいているような資料もございまします。ですから、そこらあたりを、また精査をさせていただいて、この中から選択をするのか、もしくはそれ以外のものも当然出てくるかもわかりませぬし、案を統合したようなものになるかもわかりませぬ。いずれにしましても、事務方のほうで答申を出していただいた。その内容がベースになるとひうことには変わりはございません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 質問を予定しておりました各施設についての考え方については、また別の機会にしまして、はとの湯荘の関係でお聞きをしたいと思ひます。

はとの湯荘についても建てかえとひうことも一つの提案として上がっております。しかし、現在の泉源から配管を延長した場合、配管の維持管理費がかさむと予想され、さらに利用者の減少

から新たな建設について慎重な対応が必要としていることから、施設の建てかえに対して消極性がうかがえるものとなっています。

一方で、温泉設備の調査が今年度予定をされております。この中で、温泉スケール、いわゆる温泉成分が固まって、配管設備等の流れを悪くする原因ともなるものですが、このスケールの防止、除去方法についても調査されるのか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） はとの湯荘の建てかえについての御質問でございます。今年度、温泉施設を対象に行う調査分析事業におきまして、当然、このはとの湯荘の温泉スケールの防止、除去法という項目もやるわけでございますけれども、どこまで掘り下げて精査をするということにつきましては、その必要性を考慮しながら、今後、調整をするということになっております。

設備全般に関しましては、現状の状態を調査、修繕、更新時期や、その費用など、明らかになるものと考えております。その中では、はとの湯荘と同様の泉質を持つ温泉施設の設備の選定の仕方やメンテナンスなど、事例として収集することもこれから検討してまいりたいと思います。

御案内のとおり、この施設、はとの湯荘は昭和52年の建設から42年、もう既にたっております。とは言いながら、近年、その施設の利用状況は年間2万6,000人ということで、非常に地域の皆さんにも定着をし、御愛顧いただいている。特に、温泉の効用といいますか、その関係で、町内のみならず、町外、県外から、遠方からもおいでいただくという方がいらっしゃるようございますので、そうした方からも、いろいろ温泉のあり方については、意見なりを聞いていく必要があるかと思っております。いずれにしましても、施設、特に御指摘のございましたような調査につきましては、しっかり現場のほうと相談をさせていただきながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） また、この温泉施設の場所を変えた場合の泉源の確保について、今のところから引くことだけでなく、別の場所を泉源とするというようなことも含め、もう既に、今月、柿木地域振興協議会には報告されるというお話もありましたので、追加の情報として、後日でも一定の情報を提供するということについて、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、事務方で取りまとめております内容は、端的に言って、そこまでの内容になっておりません。ですから、振興協議会のほうへ御説明をさせていただいたり、報告をする。そして、また御意見をいただいて、最終的には町のほうで検討させていただくということになるわけでございますが、そうしたことが、また必要ということがあれば、当然、追加の情報ということで提供させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、最後の質問に移ります。国民健康保険税の応益割部分を国に負担をするよう求めることを町長に要求をする質問であります。

吉賀町の国民健康保険税ですけれども、このたびの定例会におきまして、保険税の引き上げの案が出されております。協会けんぽや組合けんぽのように、所得をもとにした応能割部分だけで国民健康保険税が決められるのではなくて、国民健康保険税には応益割という均等割と、平等割部分を加算をして決められております。

平等割とは、国民健康保険に加入する全世帯が平等に負担をする金額を指しています。したがって、平等割の部分については、高所得者でも低所得者でも同じ国保加入者なら同じ金額となり、吉賀町の現在の金額は、年間ですけれども、医療給付分として1万5,400円、後期高齢者支援分として4,400円、40歳以上になりますと、介護納付金分も加算され、これが4,600円、合わせて2万4,400円となります。均等割は、世帯当たりの国保加入者の人数に応じて負担をするものを指します。1人当たりの医療給付分が2万3,100円、後期高齢者支援分が6,000円、介護納付金分が9,200円、合わせて3万8,300円と。このように所得の多い少ないという形で決められるものではありませんが、所得の少ない方についての軽減措置、これは多い方では7割の軽減までございます。ただ、あくまでも7割の軽減ということですから、3割部分は支払わなければなりません。

所得割については、前年度の所得金額に応じて負担をいたします。高所得者ほど多くの保険料を納める必要がありますが、これは前年度の総所得金額から33万円を控除したものに保険料率を掛けて計算をされます。これが、7.7%と現状ではなっております。

そういう中で、今回の吉賀町の定例会に出された議案の説明として、6月5日に行われました全員協議会の説明資料を見ますと、50歳代で夫婦2人だと思いますが2人、就学中の子どもが2人、世帯の所得が200万円というこの保険税の試算が出されております。200万円のうち33万4,200円が国民健康保険税として払わなければなりません。16.7%となります。これが引き上げ前の数字ですが、これだけの負担を強いているということは、本当に国保の加入者にとっては大変なことだと思います。

そこで、一番最初に言いました国民健康保険税の応益割部分、均等割と平等割の部分を国が負担をするよう求めて、被保険者の負担を何とか引き上げないようにするということを求めるわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、国民健康保険税の応益割部分を国が負担するよ

うにということについて、お答えをしたいと思います。

吉賀町の国民健康保険税につきましては、被保険者の所得額に応じて賦課をする所得割、世帯の国保加入人数に賦課をする均等割、1世帯につき賦課される平等割の3方式で計算をしているところでございます。このうち、所得割を応能割、均等割と平等割を合わせて応益割と呼んでおります。そして、これらは国保の運営に充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度の運営に充てられる後期高齢者支援金分、そして介護保険の運営に充てられる介護保険分ごとに計算をし、合算金額を納税義務者であります世帯主に課税をしているような状況でございます。

応益割につきましては、所得の増減にかかわらず均一に賦課されるため、所得水準に合わせて、御紹介もございましたが、7割、5割、2割の保険税軽減制度が適用されます。吉賀町においては、約6割の世帯が保険税の減税を受けているような状況でございます。この軽減した額につきましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れされます。繰入金の財源につきましては、国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担することになっております。

現在は、国の負担が地方交付税に参入されたため、軽減額の4分の3が県が負担をしているという状況でございます。さらに、軽減対象となった被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を国県市町村が負担することで、低所得者、中間所得者を中心に保険税の負担を軽減する保険者支援制度が、平成15年度より始まっており、平成27年度、29年度に制度の拡充がされたところでございます。

社会保険における保険料は、一般的に標準報酬などの所得ないし経済的負担能力に応じて賦課されているのに対しまして、国民健康保険は応益割を含むわけでございます。これは国保の加入者の職業が自営業、自由業、あるいは農林業など多岐にわたるため、負担能力の正確な測定が困難であるためと思われまます。

御質問の応益割部分の国の負担を求める取り組みについてでございますが、このたび、御案内のとおり国保運営が都道府県一元をされたということもございます。今後、保険料税率の統一に向けた島根県、あるいはほかの自治体との協議の中で求められたいという内容でございますが、協議の場で検討できるように、意見提案なりをさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 積極的な取り組みを求めるわけではありますが、例えば、保険料の負担率、所得に対しての負担率ですけども、協会けんぽ、中小企業の方々が入っておられますが、協会けんぽの場合、保険料負担率7.5%、そして、大きな企業等がやっております組合けんぽ、この場合ですと5.7%と、そして、国の資料によりますと、市町村国保の場合は9.9%となっておりますが、先ほど紹介したように、吉賀町の特定の所得額、また家族構成の紹介をしましたが、15%をはるかに超えるというようなのは、倍以上の負担感が被保険者のところにはかかっているということをしっかりと捉えていただき、吉賀町の国民健康保険税の会計は、お金の



分については、今、県のほうに行っておりますが、支払っていただく被保険者の生活を本当に支える、健康を守る、そういう視点を強く持っていただき、国民健康保険また介護保険、それから後期高齢者の医療保険、これらのもの、これに加えまして生活保護の制度、これらの社会保障の制度を安心して暮らすために、地方自治法では福祉の増進ということが地方自治体の役割として上がっております。そこに一步でも二歩でも近づける、そういう姿勢を町長がしっかりと持って、さまざまなところでの活動をするということが、私は重要であるというふうに考えておりますので、改めて、積極的な取り組みを求めますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど御答弁させていただいたことに尽きるわけでございますが、今、御紹介ありましたように、社会保障制度の充実、ひいては福祉の増進ということに行き着くわけでございます。その一つが、きょう、午前中のところでもほかの議員のほうから低所得者の対策云々についてのお話、同じような案件の御質問等もあったわけでございます。非常に難しい部分もあるわけでございます。特に、今回の国保につきましては、ああして一元化になったということで、吉賀町だけでということになかなかならないような要素もあるわけでございますから、機関会議の中でそうした意見があったということをお伝えをしながら、検討していくということを繰り返して申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後3時50分散会

---